

D 3 - 7

5 年 保 存 (常) (令和12年12月31日まで)

F N . D 3 - 1 - 3

鹿 交 規 第 1 2 5 号

鹿 地 第 1 6 1 号

令 和 7 年 6 月 2 6 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	企画許可係	Tel	
----	-------	-----	--

交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて（通達）

見出しのことについては、これまで「交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて（通達）」（令和4年12月16日付け鹿交規第236号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため運用の一部を改め、別添のとおり定めたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は、令和7年7月1日から施行し、旧通達については、令和7年6月30日限り廃止する。

別 添

交通規制の対象から 除外する車両の取扱要領

目次

ページ

第1	本通達における「交通規制の対象から除く」という考え方	1
1	「交通規制」の定義	1
2	規制の対象から除く方法	1
3	規制日時、規制場所の範囲	2
第2	規制の対象から除く車両	3
1	警衛列又は警護列の自動車で、当該用務に使用中のもの	3
2	専ら交通取締りに従事する自動車	3
3	通行禁止規制から除外する車両	3
4	駐車禁止規制から除外する車両	5
5	通行禁止規制及び駐車禁止規制から除外する車両の一覧表	7
第3	通行標章を掲出して規制の対象から除く車両	8
1	法的根拠	8
2	適用される車両とその解釈	8
3	除外される規制の種類	9
4	除外されない規制の種類と例外	9
5	標章交付事務処理要領	9
第4	駐車標章を掲出して規制の対象から除く車両	14
1	法的根拠	14
2	適用される車両とその解釈	14
3	除外される規制の種類	15
4	除外されない規制の種類	15
5	標章交付事務処理要領	15
6	通行標章及び駐車標章の交付対象車両	17
第5	身障者標章を掲出して規制の対象から除く車両	18
1	法的根拠	18
2	運用解釈	18
3	適用基準	18
4	除外される規制の種類	19
5	除外されない規制の種類	19
6	標章交付事務処理要領	19
7	身障者標章の適用基準一覧表	21
第6	高齢運転者等標章を掲出して規制の対象から除く車両	22
1	制度の趣旨	22
2	法的根拠及び適用される規制の種類	22
3	適用される対象者	22

4	標章交付事務の種類と申請に係る共通事項	22
5	新規申請	23
6	記載事項変更届	26
7	再交付申請	27
8	返納	28
9	関係公安委員会への通知等	28
10	高齢運転者等標章の適切な管理	28
第7	通行許可証を掲出して規制の対象から除く車両	30
1	法的根拠	30
2	許可の要件（理由）とその解釈	30
3	除外される規制の種類	31
4	除外されない規制の種類と例外	31
5	許可証交付事務処理要領	31
第8	「駐車許可証」、「短時間駐車許可証」又は「駐車許可証に準じて警察署長が通知した必要事項を記載した書面」を掲出して規制の対象から除く車両	37
1	法的根拠	37
2	許可の要件（理由）	37
3	除外される規制の種類	39
4	除外されない規制の種類	39
5	許可の種類	39
6	許可証交付事務処理要領（駐車許可証及び短時間駐車許可証を交付する場合）	40
7	駐車許可後における一時的な許可内容変更の措置	46
8	駐車許可の事前相談について	47
9	許可事務処理要領（緊急やむを得ず駐車する必要がある場合）	47
第9	審査基準	50
第10	標章の保管管理及び書類の整理保存	51
1	標章	51
2	押印済申請書	51
3	保存期間	51
第11	報告	53
別表	警察署の所属記号と警察署別コード表	54
別紙1	行政不服審査法に基づく教示書面	55
別紙2	患者輸送車等について	56

別紙 3	法第45条の2第1項第2号に該当する者の運転免許に付されて	
	いる条件等	57
様式	別記第1号様式～別記第24号様式	60

第1 本通達における「交通規制の対象から除く」という考え方

1 「交通規制」の定義

交通規制の対象から除外する車両(人)において適用される「交通規制」は、道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)による規制のうち、車両(人)の用務及び目的によって、適用される規制の種類及び範囲が指定されている。

よって、本件に信号機又は警察官の現場における指示による「交通規制」は含まれない。

2 規制の対象から除く方法

(1) 法的根拠

鹿児島県道路交通法施行細則(昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号。以下「細則」という。)の第6条から第8条に規定されている。

ア 細則第6条(交通規制の対象から除く車両)

イ 細則第7条(警察署長の通行の許可)

ウ 細則第8条(警察署長の駐車許可)

(2) 除外車両の種別

次のとおり6種類に分類される。

ア 規制の対象から除く車両

(ア) 警衛列又は警護列の自動車で、当該用務に使用中のもの

(イ) 専ら交通取締りに従事する自動車

(ウ) 細則第6条第1項第3号アからコに規定する通行禁止規制から除外する車両

(エ) 細則第6条第1項第4号アからサに規定する駐車禁止規制から除外する車両

イ 鹿児島県公安委員会(以下「県公安委員会」という。)が発行する「通行禁止除外指定車」の標章(細則様式第1号。以下「通行標章」という。)を掲出した車両

ウ 県公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車」の標章(細則様式第2号。以下「駐車標章」という。)又は「駐車禁止除外指定車(歩行困難者使用中)」の標章(細則様式第2号の2。以下「身障者標章」という。)を掲出した車両

(ア) 対象用務に使用中の車両(駐車標章を掲出)

(イ) 身体に障害があるなどの歩行困難者が使用中の車両(身障者標章を掲出)

エ 県公安委員会が発行する「専用場所駐車標章(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)別記様式第1の3の3。以下「高齢運転者等標章」という。))」を掲出した車両

オ 警察署長が発行する「通行許可証(規則別記様式第1の3号)」を掲出した車両
(ア) 車両の登録番号、車両番号、標識番号(以下「登録番号等」という。)を指定する車両

(イ) 身体に障害がある者等を輸送する場合で、登録番号等を指定しない車両

カ 警察署長が発行する「駐車許可証(細則様式第5号)」、「短時間駐車許可証(細則様式第6号の2)」又は「駐車許可証に準じて警察署長が通知した必要事項を記載した書面」を掲出した車両

(3) 除外車両の種別一覧表は次のとおりとする。

除外車両の種別一覧表				
規制除外		警衛列又は警護列の自動車で当該用務に使用中のもの		(ア)
		専ら交通取締りに従事する自動車		(イ)
		通行禁止規制から除外する車両		(ウ)
		駐車禁止規制から除外する車両		(エ)
許可必要	公安委員会	通行標章掲出車両		イ -
		駐車標章掲出車両	対象用務に使用中	ウ (ア)
		身障者標章掲出車両	歩行困難者が使用中	(イ)
		高齢運転者等標章掲出車両		エ -
	署長	通行許可証	やむを得ない理由 ナンバー特定	(ア)
		掲出車両	身障者輸送 ナンバー不特定	(イ)
		駐車許可証掲出車両		-
		短時間駐車許可証掲出車両		-
		駐車許可に関する通知事項を記載した書面を掲出した車両		-

3 規制日時、規制場所の範囲

- (1) 日時の限定をせず、県内全域に効力が及ぶもの。ただし、イ及びウの一部については有効期間の設定を行う。
 - ア 規制の対象から除く車両
 - イ 通行標章掲出車両
 - ウ 駐車標章掲出車両
 - エ 高齢運転者等標章掲出車両
- (2) 日時及び場所を限定するもの
 - ア 通行許可証掲出車両
 - イ 駐車許可証、短時間駐車許可証又は駐車許可証に準じて警察署長が通知した必要事項を記載した書面を掲出した車両

第2 規制の対象から除く車両

1 警衛列又は警護列の自動車で、当該用務に使用中のもの

(1) 法的根拠

細則第6条第1項第1号

(2) 適用される車両の解釈

「警衛列又は警護列の自動車」とは、自動車お列（先行及び追従を含む。）又は自動車警護列（先行及び追従を含む。）に編成された車両をいう。

現に警衛又は警護の用務に使用中の車両が対象となる。

(3) 除外される規制の種類

道路標識等による規制のうち、次の規制を除いたものとする。

ア 最高速度の規制

高速自動車国道の本線車道（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第27条の2に規定する「本線が往復方向別に分離されていない車道」を除く。）にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制

イ 軌道敷内通行可の規制

ウ 駐車可の規制

エ 停車可の規制

オ 警察署長が行う道路標識等による交通規制

2 専ら交通取締りに従事する自動車

(1) 法的根拠

細則第6条第1項第2号

(2) 適用される車両の解釈

「専ら交通取締りに従事する自動車」とは、規則第6条で「都道府県警察において使用する自動車のうち、その車体の全部を白色に塗った大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又はその車体の全部若しくは上半分を白色に塗った普通自動車」としている。

具体的には白バイ、交通パトカーがこれに当たるが、自動車そのものの属性をいうのではなく、これらの自動車で交通取締りに従事している状態を指している。したがって、修理工場に回送中の白バイ等、交通取締りに従事していない場合は含まれないが、反面、警ら用パトカー又は捜査用車であっても、運用に基づいて交通取締りに従事する場合は、これに該当するものと解される。

(3) 除外される規制の種類

最高速度の規制から除外する。

ア 高速自動車国道の本線車道においては、100キロメートル毎時以下の範囲で走行することができる。ただし、県公安委員会において100キロメートル毎時を超える最高速度を指定している場合は、その指定速度以下。

イ その他の道路においては、60キロメートル毎時以下の範囲で走行することができる。ただし、県公安委員会において60キロメートル毎時を超える最高速度を指定している場合は、その指定速度以下。

(4) その他

「専ら交通取締りに従事する自動車」については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第41条第3項において、次の規制から除外されている。

ア 左側寄り通行等（法第18条第1項）

イ 車両通行帯（法第20条第1項及び第2項）

ウ 路線バス等優先通行帯（法第20条の2第1項）

エ 横断等の禁止（法第25条の2第2項）

3 通行禁止規制から除外する車両

(1) 法的根拠

細則第6条第1項第3号アからコまで

(2) 適用される車両（10種）とその解釈（5に掲げる一覧表参照）

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害応急対策に使用中の車両
大規模災害等における応急的措置を講ずるもので、災害対策基本法施行令（昭和

37年政令第288号)第33条第2項に基づき、知事及び県公安委員会から緊急通行標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けた車両をいう。

なお、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)及び武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく緊急通行車両としての標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けた車両も同様とする。

イ 人命救助、災害活動、水防活動又は消防活動に使用中の車両

火災、水難救助、崖崩れ等の現場において、消火活動、救助作業等に從事している官公署、団体の車両及びこれらの団体から応援要請を受けた個人が使用している車両並びにその場所に居合わせた個人が、人命救助等のため、その場所に駐車している車両をいう。

また、火災、河川の氾濫、道路の欠壊、崖(山)崩れ等の予防のため、警戒、調査、広報、点検等の活動に從事している車両も含まれる。

ウ 急病者の搬送等の緊急用務に使用中の車両

(ア) 現に、急病者を病院等に搬送中の自家用車、営業車等をいう。

(イ) 「急病者」とは、負傷者、妊婦、失神者、溺水者、呼吸困難者等の生命又は身体に危機が発生し、応急の措置を必要としているものをいう。

エ 秘匿捜査に使用中の車両

検察官、検察事務官、麻薬取締官その他特別司法警察職員(労働基準監督官、海上保安官、刑務官等)が、秘匿捜査のため使用中の車両をいう。

オ 裁判官又は裁判所の発する令状執行に使用中の車両

(ア) 裁判官が職務を執行するために使用中の車両、裁判所の発する令状執行のために使用中の車両及び裁判所法(昭和22年法律第59号)に基づく執行官が、民事執行法等の法令に基づく裁判所の判決決定等の執行に使用する車両をいう。

なお、「民事執行法等の法令に基づく裁判所の判決決定等の執行」とは、判決、和解調書等の債務名義の内容(金銭の支払い、物の引渡し等)を強制的に実現するために行われる不動産、動産の差押え等又は裁判所が発する仮処分その他の保全命令等の内容を実現するために行われる取上げ、占有、封印等をいう。

(イ) 「裁判官の発する令状執行」とは、検察官、検察事務官及び特別司法警察職員による刑事訴訟法に定める勾引状、勾留状、差押状、搜索状、鑑定処分許可状、身体検査令状及び収監状の執行並びに逮捕状及び令状による差押え、搜索、検証等をいう。

カ 犯罪の予防、捜査、警備、交通の取締りその他の警察活動に使用中の車両(以下「警察活動車」という。)及び警察活動に伴い要請を受けた車両

(ア) 「警察活動車」とは、警察の責務を遂行するため使用中の車両をいう。

(イ) 「警察活動に伴い要請を受けた車両」とは、故障車両、事故車両等を移動するために警察官から要請を受け使用するレッカー車、クレーン車等又は信号機等の交通安全施設及びパーキング・メーターの損壊、故障等の調査、修復等のために警察官から要請され使用する車両をいう。

キ 道路の維持、修繕等に使用中の道路維持作業用自動車

(ア) 「道路維持作業用自動車」とは、道路管理者が道路及び道路の附属物の維持管理のため使用中の車両で、令第14条の2及び規則第6条の2に定める車両をいう。

(イ) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項及び第2項に規定するものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に付属して設けられているものを含むものである。

なお、「道路の附属物」とは、道路法第2条第2項の各号に規定するものをいい、道路上の柵、駒止、並木又は街灯で道路管理者が設けるもの及び道路標識等をいう。

ク 電気、ガス、水道、電話又は軌道に係る応急措置に使用中の車両

(ア) 「応急措置に使用中の車両」とは、電気、ガス、水道、電話若しくは軌道に係る事業者又はこれらの委託を受けた事業者が、施設の損壊や機器の故障等により、その被害拡大及び危険の未然防止のため、緊急の調査及び修復措置に使用中の車

両で、令第13条第1項各号に規定する緊急自動車と共同又は連携して、応急措置上必要と認められた関係付随車両（委託事業所、指定事業所等の関係車両）をいう。

なお、「応急措置に使用中の車両」は、緊急自動車と共同又は連携して、応急措置に当たる場合に、規制除外指定車に該当する。

しかし、事案によっては、緊急自動車が認知していない場合又は認知が遅れて共同若しくは連携して応急措置ができない関係付随車両は、被害拡大、危険の未然防止上やむを得ないものとして、単独でも「応急措置に使用中の車両」に該当するものとする。

- (イ) 「応急措置」とは、施設の損壊や機器の故障等により、住民の生活及び経済活動に著しい障害を及ぼすと認められる場合に、危害防止や住民の生活を保護するため緊急の調査及び修繕措置を行うことをいう。例えば、ガス漏れの通報を受けた場合、緊急自動車と関係付随車両が、ガス漏れ箇所や原因を調査し、応急的な措置を講ずるときは、規制除外指定車の対象となる。

なお、便器の詰まり、蛇口のもれ等の一般的な施設の故障や緊急を要しない定期点検・検査、修理等については対象とならない。

- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物の収集に使用中の車両

- (ア) 市町村又は廃棄物処理法第7条第1項に規定する市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者が、廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物の収集（古新聞の買受け等専ら再生利用のための収集を除く。）のために使用中の車両で、バキュームカー、ごみ収集車等をいう。

- (イ) 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物で、通常の消費生活によって出される廃棄物をいう。

- コ 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）に基づく街頭演説又は街頭政談演説に使用中の選挙運動用自動車又は政治活動用自動車（全蓋のアーケードが設置された道路で使用される車両を除く。）

公選法に基づく選挙管理委員会又は総務大臣の定める表示をした自動車が街頭演説又は街頭政談演説に使用している車両をいう。

なお、公選法が適用される選挙は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の首長及び議会の議員の選挙に限られており、これ以外の選挙のために使用する車両は該当しない。

- (3) 除外される規制の種類

- ア 各種車両通行止め
イ 自転車及び歩行者用道路
ウ 歩行者用道路
エ アからウまでに関連した指定方向外進行禁止

- (4) 除外されない規制の種類と例外

- ア 一方通行の逆行
極めて危険度が高いので、指定車であっても除外されない。
イ 例外

一方通行を逆行できるのは、法第41条による緊急自動車及び県公安委員会が道路標識（補助標識）で「路線バスを除く」などと表示している場合である。

4 駐車禁止規制から除外する車両

- (1) 法的根拠

細則第6条第1項第4号アからサまで

- (2) 適用される車両とその解釈（5に掲げる一覧表参照）

イからサについては、3(2)アからコまでに掲げる車両と同様である。ただし、キ、ケ及びサにそれぞれ一部解釈を追加する。

- ア 緊急用務に使用中の緊急自動車

令第13条第1項各号（19項目）に規定する自動車で、その目的に使用中の車両をいう。

例えば、消防用自動車、救急用自動車、警察用自動車、自衛隊用自動車、電気や

ガスの応急作業に使用する自動車等がある。

- イ 災害対策基本法に基づく災害応急対策に使用中の車両
- ウ 人命救助、災害活動、水防活動又は消防活動に使用中の車両
- エ 急病者の搬送等の緊急用務に使用中の車両
- オ 秘匿捜査に使用中の車両
- カ 裁判官又は裁判所の発する令状執行に使用中の車両
- キ 警察活動車並びに警察活動に伴い、警察官から停止を求められている車両及び要請を受けた車両

「警察官から停止を求められている車両」とは、職務質問、交通取締り、交通事故の捜査等により、警察官から停止を求められている車両をいう。

- ク 道路の維持、修繕等に使用中の道路維持作業用自動車
 - ケ 電気、ガス、水道、電話又は軌道に係る応急措置に使用中の車両
- なお、応急措置後、引き続き復旧作業を行うために道路を使用する場合は、道路使用許可の対象になる。

- コ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の収集に使用中の車両
 - サ 公選法に基づく街頭演説又は街頭政談演説に使用中の選挙運動用自動車又は政治活動用自動車
- なお、全蓋のアーケードが設置されている道路においては、通行禁止除外の措置がないことから、駐車もできないことになる。

(3) 除外される規制の種類

- ア 法第45条第1項に規定する駐車禁止（前段）
道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分
- イ 法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間の規制
 - (ア) 道路標識等に表示されている時間を超える駐車禁止
 - (イ) パーキング・メーターを作動させず、又は、パーキング・チケットの発給を受けない駐車禁止
- ウ 法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制
高齢運転者等標章自動車以外の車両の駐車禁止

(4) 除外されない規制の種類

- ア 法第44条に規定する駐停車禁止場所
 - (ア) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 - (イ) 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
 - (ウ) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
 - (エ) 安全地帯の左側部分及びその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
 - (オ) バス停、路面電車の停留場の標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（運行時間内に限る。）
 - (カ) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- イ 法第45条第1項に規定する法定の駐車禁止場所
 - (ア) 駐車場や車庫などの自動車用出入口から3メートル以内の部分
 - (イ) 道路工事区域の側端から5メートル以内の部分
 - (ウ) 消防用機械器具置場や消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
 - (エ) 消火栓や指定消防水利の標識等から5メートル以内の部分
 - (オ) 火災報知機から1メートル以内の部分
- ウ 法第45条第2項に規定する無余地駐車
駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなくなる場所での駐車方法
- エ 法第47条第2項及び第3項に規定する左側端に沿わない駐車の方法

5 通行禁止規制及び駐車禁止規制から除外する車両の一覧表

通行禁止規制から除外する車両	
ア	災害対策基本法に基づく災害応急対策に使用中の車両
イ	人命救助、災害活動、水防活動又は消防活動に使用中の車両
ウ	急病者の搬送等の緊急用務に使用中の車両
エ	秘匿捜査に使用中の車両
オ	裁判官又は裁判所の発する令状執行に使用中の車両
カ	警察活動車及び警察活動に伴い要請を受けた車両
キ	道路の維持、修繕等に使用中の道路維持作業用自動車
ク	電気、ガス、水道、電話又は軌道に係る応急措置に使用中の車両
ケ	廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の収集に使用中の車両
コ	公選法に基づく街頭演説又は街頭政談演説に使用中の選挙運動用自動車若しくは政治活動用自動車

駐車禁止規制から除外する車両	
ア	緊急用務に使用中の緊急自動車
イ	災害対策基本法に基づく災害応急対策に使用中の車両
ウ	人命救助、災害活動、水防活動又は消防活動に使用中の車両
エ	急病者の搬送等の緊急用務に使用中の車両
オ	秘匿捜査に使用中の車両
カ	裁判官又は裁判所の発する令状執行に使用中の車両
キ	警察活動車並びに警察活動に伴い、警察官から停止を求められている車両及び要請を受けた車両
ク	道路の維持、修繕等に使用中の道路維持作業用自動車
ケ	電気、ガス、水道、電話又は軌道に係る応急措置に使用中の車両
コ	廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の収集に使用中の車両
サ	公選法に基づく街頭演説又は街頭政談演説に使用中の選挙運動用自動車若しくは政治活動用自動車

第3 通行標章を掲出して規制の対象から除く車両

- 1 法的根拠
細則第6条第1項第3号サ
- 2 適用される車両とその解釈（第4の6に掲げる一覧表参照）
次に掲げる用務に使用中の車両で、車両番号を特定して車両ごとに通行標章を交付する。
 - (1) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づく郵便物の集配
ア 「郵便物の集配」とは、郵便物を郵便ポスト、郵便局等から収集するとき又は配達するときをいう。
イ 「集配に使用中の車両」とは、集配用務のため使用中の車両であり、郵便局の所有車両に限らず、郵便局から委託を受けこれらの用務に使用する車両を含む。
なお、ゆうパック及び国際スピード郵便（EMS）のほか、デパート等から委託を受けた商品の配達等や郵便局において行う保険業務、集金業務等のため使用する車両は含まない。
 - (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電報の配達
電報の配達に使用中の車両で、西日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社が所有する車両に限らず、同社から委託を受けた事業所（者）がこれらの用務に使用する車両を含む。
 - (3) 放置車両確認事務
法第51条の12第1項に規定する放置車両確認機関が、法第51条の8第1項に規定する確認事務のために使用中の車両をいう。
 - (4) 医師及び助産師による緊急往診
ア 「医師及び助産師（以下「医師等」という。）」とは、医師法（昭和23年法律第201号）に基づく医師及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく助産師をいう。
イ 「緊急往診」とは、社会通念に照らして急速を要し、これが遅延すれば、生命又は身体に重大な影響を及ぼすと客観的に認められる場合をいう。したがって、定期的な往診等、急を要しないものは含まない。
ウ 医師等が、急病人、けが人、妊産婦等の緊急な往診及び手当てのために使用中の車両で、医師等が運転又は同乗している車両をいう。
 - (5) 報道機関の緊急取材
ア 「報道機関」とは、日刊新聞社、通信社（共同通信社、時事通信社等）、ラジオ・テレビ放送局等をいい、業界新聞、機関紙等を発行しているものは含まない。
イ 「緊急取材」とは報道機関が、災害、事件、事故等が発生した際に、現場又はその付近において取材活動することをいい、単なる取材活動は含まない。
 - (6) 交通安全施設及びパーキング・メーターの維持管理
ア 「交通安全施設」とは、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項第1号に規定するものをいい、信号機、道路標識及び交通管制システム装置（車両感知機、交通情報板等）をいう。
イ 「パーキング・メーター」とは、法第49条第1項に規定するものをいう。
ウ 「維持管理」とは、鹿児島県警察本部長から委託を受けた事業者が、交通安全施設及びパーキング・メーターの効用を保つための維持及び点検を行うことをいう。
例えば、信号機の制御機の点検、道路標識等の維持点検等を行う場合が考えられる。
なお、ある区域又は警察署ごとに、一定期間を設け行う信号機の定期検査、信号灯器の一斉球替えは、ここにいう点検には含まない（道路使用許可対象行為に該当する。）。
エ その他公共性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定の場所に対応することが必要な用務で県公安委員会が特に必要があると認めた細則別表第1に掲げる用務
県公安委員会が定めた用務は次のとおりで6種類ある。
 - ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく立入調査
 - イ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲
 - ウ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく臨検検査
 - エ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく公害監視、測定等

- オ 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川管理施設の維持管理
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症の患者の収容又は感染症予防活動
- 3 除外される規制の種類
第2の3(3)に同じ。
- 4 除外されない規制の種類と例外
第2の3(4)に同じ。
- 5 標章交付事務処理要領
- (1) 申請の受付
- ア 申請先
通行しようとする場所又は申請者の住所地を管轄する警察署若しくは幹部派出所（以下「警察署等」という。）とする。
- イ 申請者
2に規定する用務を行う公務所若しくは事業所（以下「事業所等」という。）又は個人とする。
- (2) 必要な書類
- ア 除外標章交付申請書（細則様式第3号。以下「標章申請書」という。）
- イ 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面（以下「自動車検査証の写し等」という。）
- ウ 用務を疎明する資料
- (ア) 医師免許の写し等、用務を確認することができる書面
- (イ) 申請者が事業所等の場合で、社員や従業員の私有車を使用する場合は、社用車又は公用車として使用していることを証明する認定書等
ただし、イで示した自動車検査証の写し等により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することは不要とする。
例えば、医師による緊急往診の場合で自動車検査証において使用者が病院であることが確認できる場合などが該当する。
- (3) 標章申請書の記載要領
- ア 「住所（所在地）」「氏名（名称）」等の欄
申請者が事業所等の場合は、その名称、主たる事務所等の所在地及び代表者名を記載する。
- イ 「標章の名称」欄
「通行禁止除外指定車標章」と記載する。
- ウ 「番号標に表示されている番号」欄
自動車検査証の車両（登録）番号を記載する。
- エ 「除外を受けようとする期間」欄
発行日（決裁終了日）から最長3年以内の必要な期間とする。例えば、委託契約等で用務に従事する期間が限定されている場合や一時的に使用する場合は、その期間内に限る。
記載例1：申請時において決裁終了日が明らかでない場合
「発行日から3年」と記載すること。
記載例2：令和7年4月1日が発行日の場合
有効期限の最長は令和10年3月31日となる。
- オ 「除外を受けようとする区間」欄
適用範囲は、県内一円とする。ただし、活動範囲が狭く、限定された道路のみ通行する場合は、警察署長の通行許可で対応すること。
また、県外に及ぶ場合は、当該都道府県の公安委員会に問い合わせるよう教示すること。
- カ 「除外を受けようとする理由」欄
「以下の公安委員会が定める業務に使用する」の項目に「レ」印を記載するとともに、2(1)から(6)及び(7)アからカのいずれかの項目を記載する。
- キ 「備考」欄
申請書を代書した場合や、申請に係る補足事項などについて記載する。

- (7) 代書した場合の記載事項
- ・代書理由
 - ・代書者の住所、氏名及び申請者との関係
- (4) 補足事項
「委託契約期間○年○月○日から○年○月○日まで」など
- (4) 審査
次の審査項目を充足しているか確認すること。
- ア 申請者及びその用務は交付対象要件に該当すること。
- イ 添付書面は具備されているか、また、その内容に不備はないこと。
- ウ 期間は「発行日から3年」又は「発行日から3年以内の必要な期間」となっていること。
- (5) 簿冊の記載及び通行標章の作成
申請ごとに、交通規制対象除外車標章処理簿（別記第1号様式。以下「除外標章処理簿」という。）及び交通規制対象除外車標章等受払簿（別記第2号様式。以下「除外標章受払簿」という。）に所要の事項を記入後、通行標章を作成する。各欄の記入要領については、次のとおりとする。
- ア 除外標章処理簿
- (7) 「標章番号」及び「管理番号」欄
標章番号は、所属ごとに発行年ごと（1月起算）の一連番号を設定する。警察署ごとの所属記号及び警察署別コードについては別表のとおり。2桁の年号及び4桁の年別一連番号を、算用数字を用いて記載すること。例えば、鹿児島中央警察署の令和7年の番号は「第中070001号」から始めるものとし、鹿屋警察署垂水幹部派出所の場合は、「第屋幹070001号」から始めるものとする。
- (例)
- | 所属記号 | 年 | 4桁の一連番号 |
|------|----|---------|
| 中 | 07 | 0001 |
| 屋幹 | 07 | 0001 |
- 管理番号欄には、あらかじめ通行標章の右下に付された番号を記載する。
- (4) 「除外事由」欄
標章申請書の「除外を受けようとする理由」欄に同じ。
- (5) 「発行日」欄
決裁が終了した日とする。
- (6) 「有効期限」欄
有効期限を記入する。
- (7) 「契印」欄
作成した通行標章と割印する欄
- (8) 「交付日」及び「受領者」欄
通行標章を申請者に交付した日を記入し、「受領者」欄は受領者に氏名を記載させること。
- (9) 「返納命令日」、「相手方氏名」及び「返納年月日」欄
返納命令を行った日等を記載する。
- イ 除外標章受払簿
- (7) 「受払年月日」欄
申請に基づき、通行標章を作成する日付を記入する。通常は、標章申請書の「申請日」と除外標章処理簿の「申請受理月日」欄は一致する。
- (4) 「受払状況」欄
「払出数」欄に使用した枚数を記入し、「残数」欄には残りの標章枚数を記載する。
- (5) 「受入先／払出先」欄
受入先及び払出先を記載する。
- (6) 「管理番号」欄
除外標章処理簿の「管理番号」欄に同じ。
- ウ 通行標章の作成
通行標章の作成は、褪^{たい}色することのないように黒色の油性ペン等で記載すること

- とし、記載要領は次のとおりとする。
- (7) 「番号」欄
「番号④第」の後に、標章番号を記入する。
 - (イ) 「発行日」欄
決裁終了日を記入する。除外標章処理簿の「発行日」欄の記載と一致すること。
 - (ウ) 「指定に係る用務」欄
標章申請書の「除外を受けようとする理由」欄に同じ。
 - (エ) 「車両（登録）番号」欄
標章申請書の「番号標に表示されている番号」欄に同じ。
 - (オ) 「除外する区域又は道路の区間」欄
「県内一円」とする。
 - (カ) 「期間」欄
有効期間の末日を記載する。
 - (キ) 「被交付者等の住所及び氏名」欄（裏面）
標章申請書の「氏名（名称）」欄等に同じ。
- (6) 決裁
鹿児島県公安委員会事務決裁規程（平成25年鹿児島県公安委員会規程第1号）に規定する専決により、次の書面について署長決裁を受けること。
なお、決裁時には通行標章も作成の上、添付して記載内容の確認を受けること。
- ア 標章申請書及び添付書面
 - イ 除外標章処理簿
 - ウ 除外標章受払簿
- (7) 交付
- ア 交付までの標準処理期間
5日
 - イ 注意事項の教示
交付時には、申請者に通行標章の裏面「注意事項」を示して、各項目を遵守しなければならないこと、また、この事項に違反した場合は、許可を取り消すことがあることを教示すること。
 - ウ 返納
通行標章の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、通行標章を返納しなければならないので、交付時に教示すること。
 - (7) 有効期限が経過したとき。
 - (イ) 使用する必要がなくなったとき。
 - (ウ) 再交付を受けた後において亡失した通行標章を発見したとき（返納するのは、発見した通行標章とする。）。
 - (エ) 県公安委員会から返納を命ぜられたとき。
- (8) 更新の考え方
更新の規定はないので、新規申請の処理要領と同様の手続を行う。
- ア 受付期間
更新するための申請の受付は、有効期間満了のおおむね1か月前から行うこととする。この場合における新たな有効期間の設定は、新規申請の処理要領と同様とする。有効期間が重なることとなるので、使用している通行標章の返納を確実に受けてから、新しい通行標章を交付すること。
 - イ 車両の変更
車両が変更になった場合は新規申請を行い、用務に使用されなくなった車両の通行標章は、速やかに返納するよう教示すること。
- (9) 再交付
紛失、汚損等を理由に再交付の申請があった場合は、次の処理要領による。
- ア 必要な書類
除外標章再交付申請書（細則様式第3号の2）とし、添付書類は不要とするが、再交付を受けようとする者に対して身分証明書の提示を求め、確認すること。

- イ 除外標章処理簿の記載
前回交付時の除外標章処理簿を確認して、前回の標章番号及び有効期間を記載する。ただし、「標章番号」欄に記入する標章番号の前には、「㊟」と朱書きする。
発行日は、再交付申請に係る決裁が終了した日とする。
除外標章処理簿への記載は、新規申請に連続して記載する。
- ウ 除外標章受払簿の記載
新規申請時の処理要領に準じて行う。
- エ 通行標章の作成
除外標章処理簿の記載内容に従って記載する。
- オ 遺失届の教示
通行標章を紛失した場合は、遺失届の手続を教示すること。
- (10) 申請内容の記載事項変更
有効許可期間内において、申請の内容に変更がある場合は、変更に係る通行標章とともに、除外標章記載事項変更届（細則様式第3号の3。以下「除外変更届」という。）及び記載事項の変更を証する書類を添付して次の要領で行う。
 - ア 除外変更届
変更の内容、変更の理由等について記載する。
対象となるのは、審査を必要としない変更であり、例えば、申請者の住所が変更となった場合や、車両は同一だが車両番号が変更となった場合等である。
「車両の変更」については、新たな申請を行う必要があるので、除外変更届では対応しない。
 - イ 除外標章処理簿
除外標章処理簿において、変更する部分を朱書きで修正し、「変更届」欄に必要事項を記載する。
 - ウ 確認
変更内容について、5(4)の内容に準じて確認を行う。
 - エ 決裁
除外変更届に記載事項の変更を証する書類を添付し、該当する除外標章処理簿とともに決裁を受ける。
 - オ 通行標章の作成と交付
交付済みの変更に係る通行標章を回収して新規に通行標章を作成し、申請者に交付する。
なお、回収した通行標章は交通課長、地域交通課長又は幹部派出所長（以下「交通課長等」という。）等立会いの下、速やかに廃棄（裁断）処分すること。
- (11) 不許可と行政不服審査法の教示
申請に係る用務の実態が確認できないなどの理由で、不許可処分をする場合は、次のとおりとする。
 - ア 申請者へ交付する書面
 - (ア) 標章申請書の写し（決裁欄は表示せず、標章番号を記載している場合は、二重線で消し込みを施す。）の上部欄外の余白部分に「不可」と朱書きしたもの。
 - (イ) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、審査請求の方法等について記載した書面。書面の内容は別紙1のとおりとする。
 - イ 申請者への説明及び教示
申請者に不許可とした理由を説明するとともに、行政不服審査法の手続について教示を行うこと。
 - ウ 標章申請書及び除外標章処理簿の記載
標章申請書（原本）は、上部欄外の余白部分に「不可」と朱書きして、受理年月日順に編てつする（不許可に係る別冊を作成する必要はない。）。
除外標章処理簿は、「標章番号」欄は空白とし、「備考」欄には「不可」と朱書きする。
なお、申請者に対してアの書面を交付する際に、「受領者」欄は受領者に氏名を記載させることとするが、拒否された場合はその旨を記載しておくこととする。
- (12) 返納命令

県公安委員会は、通行標章の交付を受けている者（以下「被交付者」という。）が(7)ウの遵守事項に違反したときは、通行標章の返納を命ずることができる。

ア 返納命令の判断

警察署長は、返納に係る遵守事項違反の報告を受けたときは、事案の軽重、当該違反行為の危険性、迷惑性、悪質性等の状況を吟味して返納の判断をすること。

イ 命令の方法

被交付者に対して、口頭又は電話により行う。いずれの場合も実施した状況を記録しておくこと。この際、被交付者から返納命令に係る「申立書」を徴すること。

申立書は任意の様式とするが、次の項目を網羅すること。

- ・宛名（県公安委員会）
- ・違反の内容及び違反した理由
- ・作成日
- ・被交付者の住所、氏名及び連絡先

ウ 除外標章処理簿の記載

返納命令日及び相手方氏名を記載する。

(13) 返納された通行標章の廃棄方法

ア 返納命令以外の返納標章

有効期間、再交付の表示などを確認の上受領し、交通課長等立会いの下で裁断処分する。

イ 返納命令に基づく返納標章

除外標章処理簿の「返納年月日」欄に記載をし、交通課長等立会いの下で裁断処分する。

ウ 他署発行に係る標章の返納

交付した警察署等へ通報した後、交付した警察署等へ送付する。送付を受けた警察署等は、ア又はイに従って処理する。

第4 駐車標章を掲出して規制の対象から除く車両

1 法的根拠

細則第6条第1項第4号シ

2 適用される車両とその解釈（6に掲げる一覧表参照）

次に掲げる用務に使用中の車両で、車両（登録）番号を特定して車両ごとに駐車標章を交付する。

なお、(1)から(4)、(6)、(7)及び(9)アからカまでは通行標章の適用車両に同じ。ただし、(7)に一部解釈を追加する。

- (1) 専ら郵便法に基づく郵便物の集配
- (2) 電気通信事業法に基づく電報の配達
- (3) 放置車両確認事務
- (4) 医師及び助産師による緊急往診
- (5) 保健師助産師看護師法に基づく保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両
- (6) 報道機関の緊急取材
- (7) 交通安全施設及びパーキング・メーターの維持管理
パーキング・メーターの設置場所において、その供用時間中に駐車する場合は、パーキング・メーターの作動手数料を納入せずに駐車することができる。

(8) 患者輸送車及び車いす移動車による輸送用務

ア 「患者輸送車」及び「車いす移動車」とは

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車検査証の「車体の形状」欄に、その旨が記載されており、かつ、現に歩行に支障がある者の輸送のために使用されているとき駐車禁止除外車両に該当する。

イ 「患者輸送車」の要件

医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、次に掲げる構造上の要件を満たしているものが該当する。

- (ア) 車室には患者等の輸送のための専用の寝台又は担架及び当該担架を固定するための設備を有すること。
- (イ) 寝台及び担架の固定場所は、乗車設備の座席と兼用でないこと。
- (ウ) 寝台又は担架に患者等を乗せた状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口が当該自動車の右側前面以外の面に1箇所以上設けられていること。
- (エ) 物品積載設備等を有していないこと。

ウ 「車いす移動車」の要件

車いすに着座した状態で乗り降りでき、かつ、車いすを固定することにより、専ら車いす利用者の移動の用に供する自動車であって、次に掲げる構造上の要件を満たしているものが該当する。

- (ア) 車室には、車いすを確実に車体に固定することができる装置を有すること。
- (イ) 車いす利用者が容易に乗降することができるスロープ、リフトゲート等の装置を有すること。
- (ウ) 車いすに利用者が着座した状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口が1箇所以上設けられているほか、その乗降口から(ア)の車いす固定装置に至るための適当な寸法を有する通路を有すること。
- (エ) 車いす利用者の安全を確保するため、車いす利用者が装着することができる座席ベルト等の安全装備を有すること。
- (オ) 物品積載設備等を有していないこと。

エ 「身体障害者輸送車」の読み替え

平成13年10月に自動車検査証の用途区分が改正され、それまで「身体障害者輸送車」と区分されていたものが「患者輸送車」及び「車いす移動車」に分類されることとなった。

したがって、自動車検査証で「身体障害者輸送車」に用途区分されていて、イ又はウの要件を充足する車両については、それぞれ「患者輸送車」又は「車いす移動車」と読み替えて対応すること。

オ 患者輸送車等について

患者輸送車等の種類別の要件等については、「患者輸送車等について」（別紙２）のとおり

- (9) その他公共性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定の場所に対応することが必要な用務で県公安委員会が特に必要があると認めた細則別表第２に掲げる用務
県公安委員会が定めた用務は次のとおりで７種類ある。

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく立入調査
イ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲
ウ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく臨検検査
エ 環境基本法（平成５年法律第91号）に基づく公害監視、測定等
オ 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川管理施設の維持管理
カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症の患者の収容又は感染症予防活動
キ 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に基づく往診歯科診療器材搭載車両又は携帯用往診歯科診療器材搭載車両による緊急往診

3 除外される規制の種類

第２の４(3)に同じ。

4 除外されない規制の種類

第２の４(4)に同じ。

5 標章交付事務処理要領

(1) 申請の受付

第３の５(1)と同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。

(2) 必要な書類

第３の５(2)に同じ。

(3) 標章申請書の記載要領

ア 第３の５(3)アからオ及びキと同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。

イ 「除外を受けようとする理由」欄

「以下の公安委員会が定める業務に使用する」の項目に「レ」印を記載するとともに、２(1)から(8)及び(9)アからキのいずれかの項目を記載する。

(4) 審査

第３の５(4)に同じ。

(5) 簿冊の記載

第３の５(5)ア及びイと同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。

(6) 駐車標章の作成

駐車標章の作成は、褪^{たい}色することのないように黒色の油性ペン等で記載することとし、記載要領は次のとおりとする。

ア 「番号」欄

「番号㊦第」の後に、標章番号を記入する。

イ 「発行日」欄

決裁終了日を記入する。除外標章処理簿の発行日欄の記載と一致すること。

ウ 「車両（登録）番号」欄

標章申請書の「番号標に表示されている番号」欄に同じ。

エ 「期間」欄

有効期間の末日を記載する。

オ 「被交付者等の住所及び氏名」欄（裏面）

標章申請書の「氏名（名称）」欄等に同じ。

(7) 決裁

第３の５(6)と同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。

(8) 交付

ア 交付までの標準処理期間

５日

イ 注意事項の教示

交付時には、申請者に駐車標章の裏面「注意事項」を示して、各項目を遵守しな

ければならないこと、また、この事項に違反した場合は、許可を取り消すことがあることを教示すること。

ウ 指示事項

交付時に、駐車標章を使用する際には、連絡用紙を掲出しなければならないことを教示すること。

「連絡用紙」とは、駐車した車両が、交通上の危険、運行の支障、渋滞の原因等となっている場合に、警察官等が直ちに対応できるようにするため、運転者の携帯電話番号等又は用務先の住所等を記載した書面で、任意の様式とする。大きさは、おおむね、はがき大とし、記載内容は次のとおりとする。

(記載例 1)

運転者の連絡先 (電話番号)
090-●●●●-●●●●

(記載例 2)

用務先 (住所)
鹿児島市鴨池新町●-● (施設名等)

エ 返納

駐車標章の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、駐車標章を返納しなければならないので、交付時に教示すること。

- (ア) 有効期限が経過したとき。
- (イ) 使用する必要がなくなったとき。
- (ウ) 再交付を受けた後において亡失した駐車標章を発見したとき（返納するのは、発見した駐車標章の方とする。）。
- (エ) 県公安委員会から返納を命ぜられたとき。

(9) 更新の考え方

第3の5(8)と同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。

(10) 再交付

第3の5(9)と同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。

(11) 申請内容の記載事項変更

第3の5(10)と同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。

(12) 不許可と行政不服審査法の教示

第3の5(11)と同様とする。

(13) 返納命令

第3の5(12)と同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。

(14) 返納された駐車標章の廃棄方法

第3の5(13)と同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。

6 通行標章及び駐車標章の交付対象車両

通行標章及び駐車標章の交付対象車両一覧表

通行標章の交付対象車両		駐車標章の交付対象車両	
1	専ら郵便法に基づく郵便物の集配に使用中の車両	1	専ら郵便法に基づく郵便物の集配に使用中の車両
2	電気通信事業法に基づく電報の配達に使用中の車両	2	電気通信事業法に基づく電報の配達に使用中の車両
3	放置車両確認事務に使用中の車両	3	放置車両確認事務に使用中の車両
4	医師法に基づく医師及び保健師助産師看護師法に基づく助産師による緊急往診に使用中の車両	4	医師法に基づく医師及び保健師助産師看護師法に基づく助産師による緊急往診に使用中の車両
5	報道機関の緊急取材に使用中の車両	5	保健師助産師看護師法に基づく保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両
6	交通安全施設及びパーキング・メーターの維持管理に使用中の車両	6	報道機関の緊急取材に使用中の車両
7	その他公共性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定の場所に対応することが必要な用務で県公安委員会が特に必要があると認めた細則別表第1に掲げる用務に使用中の車両	7	交通安全施設及びパーキング・メーターの維持管理に使用中の車両
ア	児童虐待の防止等に関する法律に基づく立入調査	8	患者輸送車及び車いす移動車による輸送用務に使用中の車両
イ	狂犬病予防法に基づく犬の捕獲	9	その他公共性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定の場所に対応することが必要な用務で県公安委員会が特に必要があると認めた細則別表第2に掲げる用務に使用中の車両
ウ	食品衛生法に基づく臨検検査	ア	児童虐待の防止等に関する法律に基づく立入調査
エ	環境基本法に基づく公害監視、測定等	イ	狂犬病予防法に基づく犬の捕獲
オ	河川法に基づく河川管理施設の維持管理	ウ	食品衛生法に基づく臨検検査
カ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の患者の収容又は感染症予防活動	エ	環境基本法に基づく公害監視、測定等
		オ	河川法に基づく河川管理施設の維持管理
		カ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の患者の収容又は感染症予防活動
		キ	歯科医師法に基づく往診歯科診療器材搭載車両又は携帯用往診歯科診療器材搭載車両による緊急往診

第5 身障者標章を掲出して規制の対象から除く車両

1 法的根拠

細則第6条第1項第4号ス

2 運用解釈

(1) 交付対象

次項の適用基準に該当する身体障害者等で、歩行が困難な者とする。適用基準に該当する「人」に対して身障者標章を交付するので、車両（登録）番号の特定は行わない。よって、身体障害者等が乗車している車両であれば、知人の車両、タクシー、デイクエアバス、レンタカー等、車両の所有や種類を問わず、身障者標章を掲出すれば駐車禁止除外車両となる。ただし、身障者標章に車両（登録）番号の記載を希望された場合は、自動車検査証の写し等を確認の上、車両（登録）番号を特定して記載を行う。

(2) 身体障害者等の概念

身体障害者等の基準は、厚生労働省通達「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について（通達）」（平成9年3月27日付け障第125号）に示された税の減免の対象等に鑑みて設定している。

障害の区分、等級については、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号ほか）、「駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について（通達）」（令和7年3月31日付け警察庁丁規発第55号ほか）等を基本として規定したものである。

(3) 歩行困難性の判断

歩行困難性については、外観のみで容易に判別できるものではないことから、次項の適用基準に該当する障害については、一定の歩行困難性があるものとみなすこととし、歩行困難性を個別に判断する審査は行わない。

(4) 他都道府県公安委員会発行の身障者標章

本県内で使用可能とする。ただし、一時的に滞在する場合のみとし、本県内に住所を移転する場合等については、住所地を管轄する警察署等で身障者標章の申請手続を行うよう教示すること。

3 適用基準（7に掲げる一覧表参照）

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

ア 障害の等級、程度等

障害の区分に応じて、それぞれ細則別表第3に規定する障害の級別に該当する者

イ 基準の根拠 障害の等級については、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による。

なお、同一の障害の区分において、2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級と評価される場合があることに留意すること。

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者

ア 障害の等級、程度等

障害の区分に応じて、それぞれ細則別表第3に規定する重度障害の程度に該当する者

イ 基準の根拠

重度障害の程度については、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の規定による。

(3) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

ア 障害の等級、程度等

「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日付け児発第725号）第3条第1項第1号に規定する重度の障害を有する者で、精神に発達遅滞があるため、社会生活に適応できないと知的障害者更生相談所（18歳未満の児童の場合は、児童相談所）で、A1、A2又はAと判定されたもの

イ 基準の根拠

「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日付け児発第725号）第3条第1項第1号の規定による。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ア 障害の等級、程度等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有する者で、精神障害の状態が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

イ 基準の根拠

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定による。

- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に規定する医療受給者証の交付を受けた者に監護される者で、小児慢性特定疾病中の色素性乾皮症に該当するもの

ア 障害の等級、程度等

色素性乾皮症に限る。

「色素性乾皮症」とは、厚生労働省が昭和47年10月策定した「難病対策要綱」に基づき、小児慢性特定疾患研究事業（昭和49年5月14日付け厚生省事務次官通知）の対象とされている、常染色体性劣性遺伝性の光線過敏性皮膚疾患をいう。

イ 基準の根拠

「児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表による。

ウ 付与条件

適用時間は昼間（日の出から日没までの時間）のみとする。

- 4 除外される規制の種類

第2の4(3)に同じ。

- 5 除外されない規制の種類

第2の4(4)に同じ。

- 6 標章交付事務処理要領

- (1) 申請の受付

ア 申請先

申請者の住所地を管轄する警察署等とする。

イ 申請者

県内に住所を有し、3の適用基準に該当する身体障害者等本人とする。

なお、県外居住者であって、一時的に県内に滞在する者が申請を希望した場合は、本県内においては他都道府県公安委員会発行の身障者標章が使用可であるため、申請者の住所地を管轄する公安委員会に対して申請を行うよう教示すること。

ウ 受付にあたっての留意事項

申請者の家族等による身障者標章の不正使用事案を防止するため、受付の際は、原則、申請者本人と面接を行った後、申請を受理すること。

なお、申請者との面接に当たっては、面接場所を警察署等の庁舎内に限定するのではなく、担当者が申請者の乗車する車両へ赴いて面接を行うなど、申請者の負担軽減に配慮すること。

やむを得ず、申請者本人と面接できない場合で、申請者の家族等が来署して申請を行う場合には、次の書類を持参させ、窓口で提示を受けて確認すること。

(ア) 除外標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面（住民票等）

(イ) 当該身体障害者と来署者の関係性を証明できる書類（続柄が記載されている住民票等）

(ウ) 来署者の身分証明書（運転免許証等）

- (2) 必要な書類

ア 標章申請書

- イ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾病（色素性乾皮症）に係る医療受給者証の各写し
- ウ 自動車検査証の写し等。ただし、車両（登録）番号の記載を希望する場合のみとする。
- (3) 標章申請書の記載要領
- ア 第3の5(3)イからオと同様とし、「通行」に係る部分を「駐車」と読み替える。
- イ 「住所（所在地）」「氏名（名称）」等の欄
身体障害者等本人の氏名等について記載すること。
- ウ 「除外を受けようとする理由」欄
「以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する」の項目に「レ」印を記載するとともに、「障害の区分」や「障害の程度」、「障害の等級」、「手帳番号」や「受給者番号」について、6(2)イの書類の該当項目を記載すること。
- エ 「備考」欄
申請書を代書した場合や、申請に係る補足事項などについて記載する。
- (7) 代書した場合の記載事項
- ・代書理由
 - ・代書者の住所氏名及び申請者との関係
- (4) 補足事項
「申請者本人と面接」「住民票及び運転免許証により申請者本人と来署者について確認」など。
- (4) 審査
第3の5(4)に同じ。
- (5) 簿冊の記載
第3の5(5)ア及びイと同様とし、「通行」に係る部分を「身障者」と読み替える。
- (6) 身障者標章の作成
第4の5(6)と同様とし、「駐車」に係る部分を「身障者」と読み替える。
- (7) 決裁
第3の5(6)と同様とし、「通行」に係る部分を「身障者」と読み替える。
- (8) 交付
第4の5(8)に同じとし、「駐車標章」に係る部分を「身障者標章」と読み替える。
- (9) 更新の考え方
第3の5(8)と同様とし、「通行」に係る部分を「身障者」と読み替える。
- (10) 再交付
第3の5(9)と同様とし、「通行」に係る部分を「身障者」と読み替える。
- (11) 申請内容の記載事項変更
第3の5(10)と同様とし、「通行」に係る部分を「身障者」と読み替える。
- (12) 不許可と行政不服審査法の教示
第3の5(11)と同様とする。
- (13) 返納命令
第3の5(12)と同様とし、「通行」に係る部分を「身障者」と読み替える。
- (14) 返納された身障者標章の廃棄方法
第3の5(13)と同様とし、「通行」に係る部分を「身障者」と読み替える。

7 身障者標章の適用基準一覧表

身障者標章の適用基準一覧表

根拠 障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	-
	移動機能	1級及び2級	-
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級の各級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	-
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

根拠	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	小児慢性特定疾病(色素性乾皮症)にかかる医療受給者証
障害の等級又は疾病名	A 1	1 級	色素性乾皮症
	A 2		
	A		

第6 高齢運転者等標章を掲出して規制の対象から除く車両

1 制度の趣旨

高齢運転者等専用駐車区間制度は、進展する高齢社会を迎えるに当たり、身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれのある高齢運転者を、安全で快適な駐車環境を提供することにより支援し、交通事故の防止を図ることとしたものである。高齢運転者と同様に、身体機能に制限があることから運転に配慮を要するとして、聴覚障害者、肢体不自由者、妊娠している者又は出産後8週間以内の者についても同じく支援することとしている。

2 法的根拠及び適用される規制の種類

(1) 法的根拠

法第45条の2（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

(2) 適用される規制の種類

高齢運転者等標章を受けた者が同標章を掲出して、車両を停車し、又は駐車することができる場所は、次の指示標識がある場所に限る。

ア 高齢運転者等標章自動車駐車可

イ 高齢運転者等標章自動車停車可

3 適用される対象者

県公安委員会は、次に掲げる者に、その者が運転する普通自動車の登録番号等を特定して高齢運転者等標章を交付する。高齢運転者等標章は申請者1人につき1通を交付することとし、1通の高齢運転者等標章に複数の登録番号等を記載して交付することも可能である。

(1) 70歳以上の者

ア 法的根拠

・法第45条の2第1項第1号

・法第71条の5第2項

イ 要件

(7) 普通自動車対応免許を受けた者

(i) 70歳以上の者

(2) 聴覚障害で運転免許に条件が付与されている者

ア 法的根拠

・法第45条の2第1項第2号

・法第71条の6第2項

イ 要件

(7) 普通自動車対応免許を受けた者

(i) 両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件が付与されている者

(3) 肢体不自由で運転免許に条件が付与されている者

ア 法的根拠

・法第45条の2第1項第2号

・法第71条の6第3項

イ 要件

(7) 普通自動車対応免許を受けた者

(i) 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件が付与されている者

(4) 妊娠中又は出産後8週間以内の者

ア 法的根拠

・法第45条の2第1項第3号

・令第14条の5

イ 要件

(7) 普通自動車対応免許を受けた者

(i) 妊娠中又は出産後8週間以内の者

4 標章交付事務の種類と申請に係る共通事項

(1) 申請等の種類

ア 新規申請

法第45条の2第1項に定める高齢運転者等標章自動車の届出及び高齢運転者等標章の交付の申請

イ 記載事項変更届

規則第6条の3の3に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出

ウ 再交付申請

法第45条の2第3項に定める高齢運転者等標章の再交付の申請

エ 返納

法第45条の2第4項に定める高齢運転者等標章の返納

(2) 申請先

申請者の住所地を管轄する警察署等とする。ただし、返納については管轄（本県以外の都道府県公安委員会を含む。）を問わず受け付けることとする。

(3) 申請者及び代理申請

ア 申請者

3(1)～(4)に該当する者

イ 代理申請

申請者は、基本的には本人であるが、代理申請者が親族等の場合などで、申請者本人の運転免許証や母子健康手帳の原本を提示し、本人による申請であることが何らかの方法で確認できる場合は代理申請であってもよいものとする。

なお、委任状は要しないが、高齢運転者等標章申請書の摘要欄に代理人による申請である旨を記載した上で、代理人の住所、氏名、申請者との関係、連絡先等を記載させ、運転免許証などの身分証を確認すること。

(4) 有効期間と返納要件

有効期間は設けない。妊娠中又は出産後8週間以内の者についても、妊娠中に高齢運転者等標章を交付する場合、交付段階では出産の日は分からないことから、有効期間は設けないこととする。ただし、次の返納要件については確実に教示すること。

返納要件	
1	普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき。
2	再交付を受けた後に、亡失した標章を発見したとき。
3	妊娠中又は出産後8週間以内であることを理由に標章の交付を受けた場合において、当該交付事由に該当しなくなったとき。

(5) 車両の種類

自動車検査証に記載された乗車定員、車両総重量、最大積載量等により、届出に係る車両が普通自動車であることを確認すること。

なお、届出に係る車両の使用者や使用の本拠の位置については、高齢運転者等本人や配偶者、親族に係るものであることを要しない。したがって、例えば、申請者が出産を控えて里帰り中に、実父が使用者である普通自動車を届け出る場合であっても、申請者と使用者の関係を示す疎明書類（戸籍謄本等）等は不要である。

(6) 郵送による申請

運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示ができないことから認めない。

5 新規申請

(1) 申請に必要な書類

ア 提出するもの

高齢運転者等標章申請書（規則別記様式第1の3の2）

イ 提示するもの

(7) 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード

(4) 自動車検査証（写し等を含む。）

届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、自動車検査証に代わり、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

(7) 妊娠の事実又は出産の日を証するに足る書類（3(4)に該当する者のみ）

例：母子健康手帳、医師作成による妊娠証明書、出生証明書、診断書等

(2) 審査

高齢運転者等標章申請等点検表（別記第3号様式）に基づいて次の申請要件を具備

しているか確認すること。

ア 交付対象者要件に該当すること。

なお、聴覚障害者及び肢体不自由者の申請において、運転免許に付された条件については別紙3を参照し、該当する者であることが直ちに確認できない条件の場合は、免許管理課に確認して判断すること。

イ 届出自動車は普通自動車に該当していること。

4(5)参照。

(3) 簿冊の記載及び高齢運転者等標章の作成

ア 警察署における処理要領

申請ごとに、高齢運転者等標章申請処理簿（警察署用）（別記第4号様式。以下「高齢運転者等標章処理簿（警察署用）」という。）及び高齢運転者等標章受払簿（警察署用）（別記第5号様式）に所要の事項を記入後、高齢運転者等標章を作成する。各欄の記入要領については、次のとおりとする。

(7) 高齢運転者等標章処理簿（警察署用）

a 「管理番号」欄

保管管理のために高齢運転者等標章の右上欄外に記された5桁の数字で、県内全体の一連番号である。

b 「標章番号」欄

全国統一の基準で、12桁の算用数字で表記する。

最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等コード（共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。鹿児島県は96）、その次の3桁は別表に記載された警察署別コード、最後の5桁は発行年ごと（1月起算）発行所属ごとの一連番号とし、算用数字を用いて記載する。

例えば、鹿児島中央警察署で令和7年（2025年）第1号で高齢運転者等標章標章を発行する場合は「第259610100001号」となる。

西暦 下2桁	県コード 2桁	所属コード 3桁	年ごとの一連番号 5桁
25	96	101	00001

c 「申請受理月日」欄

申請を受け付けた日とする。

d 「標章発行月日」欄

決裁終了日とする。

e 「申請者」欄

高齢運転者等標章申請書のとおり記載する。

f 「交付対象（交付事由）」欄

該当するものに「レ」印を記載する。

g 「使用する普通自動車の登録（車両）番号」欄

高齢運転者等標章申請書のとおり記載する。

なお、届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入すること。

h 「申請区分」欄

該当するものに○印をする。

「新」：新規申請の場合

「再」：再交付申請の場合

「変」：記載事項変更届の場合

i 「旧標章番号」欄

再交付申請、記載事項変更届の場合、既に交付されている高齢運転者等標章の標章番号を記載する。

j 「再交付及び記載事項変更の理由」欄

再交付及び記載事項変更で、それぞれ該当する理由に○印をする。

k 「交付月日」欄

高齢運転者等標章を交付した月日を記載する。

- l 「受領者」欄
受領者に氏名を記載させる。
- m 「返納年月日」欄
高齢運転者等標章の返納を受けたときに記載する。
- n 「取扱者印」欄
返納を取り扱った警察職員が押印すること。
- o 「標章送付月日」欄
幹部派出所へ高齢運転者等標章を送付した月日を記載しておく。
- (イ) 高齢運転者等標章受払簿（警察署用）
 - a 「受払年月日」欄
申請を受け付けた日又は、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）との間で高齢運転者等標章を授受した日とする。
 - b 「受入数」欄
交通規制課から高齢運転者等標章を受領した枚数を記載する。
年始には、前年から繰り越された高齢運転者等標章の枚数を記載する。
 - c 「払出数」欄
申請を受け付けたときは申請ごとに1枚と記載し、幹部派出所へ高齢運転者等標章を払い出したときは、払い出した枚数を記載する。
年末には、次年へ繰り越す高齢運転者等標章の枚数を記載する。
 - d 「残数」欄
受払後の高齢運転者等標章の枚数を記載する。
 - e 「受払先」欄
申請を受け付けた場合は「申請者氏名」、交通規制課と授受した場合は「交通規制課」、又は繰り越しをする場合は「前年から繰り越し（次年へ繰り越し）」と記載する。
 - f 「備考」欄
取り扱った高齢運転者等標章の管理番号等を記載する。
- (ウ) 高齢運転者等標章の作成

作成に当たっては、褪色することがないように黒色の油性ペン等で記載すること。

 - a 「標章番号」欄
12桁の番号を記載する。
 - b 「年月日」欄
高齢運転者等標章処理簿（警察署用）の標章発行日（決裁終了日）を記載する。
 - c 「登録（車両）番号」欄
高齢運転者等標章申請書に記載された登録（車両）番号を全て記入すること。
この場合において、空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入するなど、交付後の追記による変造を防止するための措置を施すこと。
なお、届出に係る普通自動車法令第22条第1号のミニカーであるときは、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入すること。
 - d 「道路交通法第45条の2第1項第1号、第2号及び第3号に該当」欄
第1号（高齢者）、第2号（聴覚障害者及び肢体不自由者）又は第3号（妊娠中又は出産後8週間以内の者）のうち、該当するものに〇印を付ける。
 - e 高齢運転者等標章裏面の「被交付者」欄
住所、氏名、電話番号その他の連絡先及び運転免許証の番号又は免許情報記録の番号を記入する。
- イ 幹部派出所における処理要領

申請ごとに、高齢運転者等標章申請処理簿（幹部派出所用）（別記第6号様式。以下「高齢運転者等標章処理簿（幹部派出所用）」という。）に所要の事項を記入後、幹部派出所長の確認を受けて、速やかに警察署へ高齢運転者等標章申請書及び高齢運転者等標章申請等点検表を送付すること。高齢運転者等標章処理簿（幹部派

出所用)の記載要領については、次の項目以外はア(7)の要領と同様とする。

(7) 「申請書等送付月日」及び「取扱者印」欄

幹部派出所から警察署へ発送した日とし、取扱者印は申請を受けた警察職員が押印すること。

(4) 「標章受理月日」及び「取扱者印」欄

警察署から発送された高齢運転者等標章を受領した日とし、取扱者印は受領した警察職員が押印すること。

(4) 決裁

鹿児島県公安委員会事務決裁規程(平成25年鹿児島県公安委員会規程第1号)に規定する専決により、次の書面について署長決裁を受けること。

なお、決裁時には高齢運転者等標章も作成の上、添付して記載内容の確認を受けること。

ア 高齢運転者等標章申請書及び添付書面

イ 高齢運転者等標章申請等点検表

ウ 高齢運転者等標章処理簿(警察署用)

エ 高齢運転者等標章受払簿(警察署用)

(5) 交付

決裁後、申請者に交付する。

ア 高齢運転者等標章処理簿(警察署用)の記載事項

交付月日を記載し、「受領者」欄に受領者の氏名を記載させること。

イ 幹部派出所受理分

(7) 決裁

高齢運転者等標章処理簿(警察署用)に所要事項を記載の上、警察署受理分と同様に署長決裁を受ける。送付を受けた高齢運転者等標章申請書及び高齢運転者等標章申請等点検表は警察署交通課で保管する。

(4) 送付

決裁後、高齢運転者等標章送付書(別記第7号様式)とともに高齢運転者等標章を幹部派出所へ送付し、高齢運転者等標章処理簿(警察署用)に送付年月日を記載すること。

(7) 交付

高齢運転者等標章を受領した幹部派出所は、高齢運転者等標章処理簿(幹部派出所用)に標章受理月日を記載した上で、交付時には交付月日を記載し、「受領者」欄に受領者の氏名を記載させること。

ウ 留意事項

(7) 交付所要日数

原則として、申請を受け付けた日から3日以内に交付すること。

(4) 交付枚数

申請者1人につき1枚とする。

(7) 使用可能場所の教示

高齢運転者等専用駐車区間に指定された場所での使用に限られることを確実に教示すること。

(エ) 注意事項

高齢運転者等標章の裏面に記載された注意事項を遵守するよう確実に教示すること。

また、4(4)の有効期間と返納要件についても確実に教示し、速やかに返納しなければ処罰の対象となることも、併せて教示すること。

6 記載事項変更届

高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならないことになっている。

(1) 届出に必要な書類

ア 提出するもの

(7) 高齢運転者等標章記載事項変更届(規則別記様式第1の3の4)

- (イ) 高齢運転者等標章（交付されているもの）
- イ 提示するもの
 - 次に掲げる公的機関が発行したものなど、変更箇所が分かるものを提示させる。
 - (ア) 普通自動車の追加又は変更
自動車検査証（写し等を含む。）
 - (イ) 住所の変更
住民票、運転免許証
 - (ウ) 氏名の変更
住民票、戸籍抄本、運転免許証
 - (エ) 電話番号その他の連絡先の変更
電話の契約書
 - (オ) 免許番号又は免許情報記録の番号の変更
運転免許証又は免許情報記録個人番号カード
- (2) 確認・決裁・交付
 - 高齢運転者等標章申請等点検表を作成して、5 新規申請と同様に確認・決裁を行い、標章番号を新たに付した高齢運転者等標章を作成して交付を行う。
 - なお、幹部派出所における処理要領についても同様である。
- (3) 高齢運転者等標章の廃棄
 - 高齢運転者等標章記載事項変更届においては、新たに高齢運転者等標章を作成することから、従前的高齢運転者等標章は提出（返納）させ、高齢運転者等標章処理簿（警察署用）の「返納年月日」欄に記載し、「取扱者印」欄に取扱者が押印する。
 - 提出（返納）された高齢運転者等標章は、決裁後に、交通課長等立会いの下、速やかに廃棄（裁断）処分すること。
- (4) 他の都道府県に住所を変更した場合の記載事項変更届
 - 本県において高齢運転者等標章の交付を受けた者が、他の都道府県に住所を変更した場合は、変更後の住所地を管轄する公安委員会に記載事項変更届を行うように教示すること。
- (5) 他の都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章に係る記載事項変更届
 - 他の都道府県公安委員会から高齢運転者等標章の交付を受けた者が、本県に住所を変更した場合は、変更後の住所地を管轄する警察署等に記載事項変更届を行うことができる。この場合、交付済みの高齢運転者等標章については 8 (3) に基づき返納させること。
- 7 再交付申請
 - 高齢運転者等標章の亡失、滅失、汚損又は破損による再交付の申請があった場合は、次のとおりとする。
 - (1) 申請に必要な書類
 - ア 提出するもの
 - (ア) 高齢運転者等標章再交付申請書（規則別記様式第 1 の 3 の 5）
 - (イ) 高齢運転者等標章（交付されているもの。亡失し、又は滅失した場合を除く。）
 - イ 提示するもの
 - 5 (1) イ に同じ。
 - (2) 審査・決裁・交付
 - 高齢運転者等標章申請等点検表を作成して、5 新規申請と同様に審査・決裁を行い、標章番号を新たに付した高齢運転者等標章を作成して交付を行う。
 - なお、幹部派出所における処理要領についても同様である。
 - (3) 高齢運転者等標章の廃棄
 - 汚損、破損等により提出（返納）された高齢運転者等標章は、決裁後に、交通課長等立会いの下、速やかに廃棄（裁断）処分すること。
 - (4) 記載事項の変更を伴う場合
 - 再交付申請時に記載事項変更届を伴う場合は、(1) 申請に必要な書類に、記載事項に変更が生じたことを証する書面（6 (1) ウ 記載事項変更届における変更について疎明する書類に同じ。）を添付して、再交付申請と同時に行うことができる。この場合、再交付申請書の「理由」欄には再交付申請の理由とともに、記載事項変更の内容及び理

由を記載させること。

8 返納

(1) 自署で発行した高齢運転者等標章の返納

自署で発行した高齢運転者等標章の返納があった場合は、高齢運転者等標章処理簿（警察署用）又は高齢運転者等標章処理簿（幹部派出所用）に返納年月日を記載し、「取扱者印」欄に取扱者が押印の上、交通課長等立会いの下、廃棄（裁断）処分すること。

なお、警察署で交付した高齢運転者等標章を幹部派出所で取り扱った場合は、警察署へ「返納年月日」、「返納理由」、「標章番号」「被交付者氏名」及び「発行年月日」を通知して高齢運転者等標章処理簿（警察署用）の整理を依頼した後、幹部派出所長立会いの下、廃棄（裁断）処分すること。

(2) 他署で発行した高齢運転者等標章の返納

他署で発行した高齢運転者等標章の返納を受けた場合は、受付所属から発行所属へ「返納年月日」、「返納理由」、「標章番号」「被交付者氏名」及び「発行年月日」を通知して高齢運転者等標章処理簿（警察署用）又は高齢運転者等標章処理簿（幹部派出所用）の整理を依頼した後、交通課長等立会いの下、廃棄（裁断）処分すること。

(3) 他の都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章の返納

他の都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章の返納があった場合は、交通規制課を経由して住所地を管轄する公安委員会に返納できることとする。この場合、交通規制課は、当該高齢運転者等標章を交付した公安委員会に対し9の措置をとること。

9 関係公安委員会への通知等

(1) 関係公安委員会への通知

本県以外の公安委員会から高齢運転者等標章の交付を受けている者から、次に掲げる届出等があった場合は、届出等を受けた警察署等は交通規制課へ報告し、提出を受けた高齢運転者等標章を送付すること。

交通規制課にあっては、当該高齢運転者等が高齢運転者等標章を交付していた公安委員会にその旨を通知すること。

ア 再交付申請又は記載事項変更届出

イ 返納

(2) 通知の方法

(1)の通知は、交通規制課から当該高齢運転者等標章を交付していた都道府県警察の高齢運転者等標章交付事務担当係に対して行うこと。

(3) 高齢運転者等標章の処分

再交付申請又は記載事項変更届出の際に提出を受けた高齢運転者等標章及び返納された高齢運転者等標章については、(1)の通知後に、交通規制課において処分すること。

10 高齢運転者等標章の適切な管理

(1) 交通規制課における管理

高齢運転者等標章の受払及び使用状況につき、高齢運転者等標章受払簿（本部用）（別記第8号様式）により明らかにしておくこと。

(2) 警察署における管理

警察署においては、高齢運転者等標章受払簿（警察署用）により高齢運転者等標章の受払い状況を明らかにしておくこと。

なお、誤記となった高齢運転者等標章は、高齢運転者等標章受払簿（警察署用）の「備考」欄に「誤記」及び「廃棄年月日」を記載し、交通課長立会いの下、廃棄（裁断）処理すること。

(3) 交付後の管理

高齢運転者等標章については、有効期間の定めはないが、法第45条の2第4項により、「高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第1項第3号に規定する事由がなくなつたときその他内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない」とされていることから、交付済みの高齢運転者等標章について、次のとおり適切な管理に努めること。

- ア 法第45条の2第1項第1号に該当する者に対し、交付した高齢運転者等標章
高齢運転者等標章の交付を受けた者について、当該者の運転免許の取消又は失効
が判明した場合には、本人やその家族等へ連絡し、高齢運転者等標章の返納を促す
こと。
なお、本人が死亡しており、家族等へ返納を求める際は、あくまでその協力を求
めるに過ぎないことから、家族等では容易に見えない場合等は、警察側で管理
簿冊等へ無効を確認した旨を記録化する措置に留めるなど、家族等にとって過度の
負担とならないように配慮すること。
- イ 法第45条の2第1項第3号に該当する者に対し、交付した高齢運転者等標章
交付後、約1年半以上返納がない場合は、本人等へ連絡を行い、同号に規定する
事由がなくなっていないか確認するなど、適切な管理に努めること。

第7 通行許可証を掲出して規制の対象から除く車両

1 法的根拠

- (1) 法第8条第2項（警察署長の通行許可）
- (2) 令第6条第1項第1号から第3号（通行を禁止されている道路における通行の許可）
- (3) 細則第7条（警察署長の通行の許可）

2 許可の要件（理由）とその解釈

通行の許可をすることができるのは、次に掲げるやむを得ない理由があると認めるときとする。

(1) 規制区間内居住等

車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に入出するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。

ア 通常保管するための場所

自宅等の車庫のほか、勤務先等の駐車場をいう。

イ 入出するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行

通行禁止道路内に車両を通常保管する場所（車庫等）があり、通行禁止道路の全部又は一部を通行しなければ保管できない場合をいう。

(2) 身体障害者等の輸送

身体障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情があること。このうち、タクシー等を利用して通院するなど事前に使用する車両を特定することができない場合は、申請書の「車両の種類」、「番号標に表示されている番号」及び「主たる運転者」を特定しないで身体障害のある者（申請者）に通行許可証を交付することができる。

ア 身体障害のある者

歩行困難な程度に身体障害がある者と解する。したがって、次の独力による歩行が困難で、介護者等を要する者等が該当すると解される。

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行困難なもの
- ・ 介護保険被保険者証の交付を受けている者で歩行困難なもの
- ・ 身体障害者手帳又は介護保険被保険者証の交付は受けていないが、身体に障害があつて歩行困難なもの
- ・ 怪我、病気等で一時的に歩行困難な状態にある者
- ・ 精神障害者でその身体的障害（精神面の障害を含む。）により歩行が困難な状態にあるもの

イ 輸送すべき相当の事情

アに該当する者を病院、自宅等へ輸送する場合をいう。通行の判断に当たっては、歩行の困難性を基準とすべきで、次の事情がある者等が考えられる。

- ・ 重度の神経障害者で一人にしては交通安全上危険である
- ・ 保護者を伴わなければ歩行が困難である

ウ タクシー等（事前に使用する車両を特定することができない場合）

タクシー等とは、タクシー及びハイヤーをいうものであつて、直ちに身体障害のある者の親族、知人等の車両をいうものではない。

しかし、現実にはタクシー等を利用できない場合も考えられ、その場合には、親族等の車両もタクシー等に含まれる。

(3) 貨物の集配その他公安委員会が定める事情

貨物の集配その他の公安委員会が定める事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。

「公安委員会が定める事情」は、次の4項目である。

ア 日常生活に欠かすことのできない物品等の運搬

通行禁止道路又はその部分を通行しなければ他に交通の方法がない場所にある人家、商店、事務所等に、新聞、牛乳、プロパン等の日常生活の必需品を運搬するために使用する車両の通行をいい、当該車両の通行を認めなければ、その地域住民の日常生活に支障を来すおそれのある場合をいう。

イ 冠婚葬祭等社会慣習上、通行することがやむを得ない場合

結婚式、葬儀、祭礼、その他社会慣習になっている行事等を行うために使用する

車両をいい、通行禁止道路又はその部分を通行しなければ、当該行事を行うことができない場合をいう。

ウ 貨物の集配等業務上、通行することがやむを得ない場合

貨物の集配、建築資材等の運搬、引越荷物の運搬、スクールバスによる幼稚園児等の送迎その他業務上の必要から使用する車両をいい、通行禁止道路又はその部分を通行しなければ、当該業務を行うことができない場合をいう。

エ アからウまでのほか、公益上、業務上、その他の事情により、通行することがやむを得ない場合

地域安全活動等で、次に掲げる業務に従事するために通行禁止道路又はその部分を通行しなければ当該業務を行うことができない場合等をいう。

- ・ 青色回転灯を点灯して自主パトロールに使用中の車両、地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）等が犯罪の予防等の防犯目的で使用する車両
- ・ 身体の障害のある者の居宅介護（看護師、介護士等が居宅を訪問して行う食事、入浴等の日常生活介助や、リハビリ療養等の生活行為向上のための支援）のために使用する車両

3 除外される規制の種類

第2の3(3)に同じ。

4 除外されない規制の種類と例外

第2の3(4)に同じ。

5 許可証交付事務処理要領

(1) 申請の受付

ア 受付要領

申請は、規則別記様式第1の3に規定された通行禁止道路通行許可申請書（以下「通行許可申請書」という。）を2通提出して行う。ただし、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）において使用する通行許可申請書は、あらかじめ署長印が押印された通行許可申請書（以下「押印済申請書」という。）1通を使用し、決裁の過程（交番又は駐在所から交通課、地域交通課又は幹部派出所（以下「交通課等」という。）へKP-WANメール等で送信し、その写しでもって警察署等で決裁を受けることとなる。）で複写を1通作成することから合計2通の提出があったものとする。

また、休日及び平日の執務時間外に申請があったときは、専決者（交通課長等）が不在であるため審査確認及び交付番号の付与ができないことから受け付けしないこと。

イ 申請先

通行しようとする場所を管轄する警察署、幹部派出所、交番又は駐在所とする。ただし、通行場所が複数の警察署に及ぶ場合は、次の要領で手続を行うものとする。

- (ア) 通行禁止道路の区間が2以上の警察署の管轄に及ぶ場合は、原則として、その車両の当該区間の進入路を管轄する警察署長に申請すること。
- (イ) 申請を受け付けた警察署長は、関係警察署長と協議し、通行許可証の下部余白に「関係警察署長と協議した」旨を記載しておくこと。

ウ 申請者

2に規定する許可の要件に該当する次の者とする。

- (ア) 申請に係る車両を使用する事業者等又は個人
- (イ) 身体に障害のある者（使用する車両を事前に特定できない場合を含む。）

(2) 必要な書類

ア 通行許可申請書

イ 自動車検査証の写し等

ウ やむを得ない理由を疎明する資料

次に掲げる資料その他、2に規定するやむを得ない理由を疎明するために必要な資料。ただし、イで示した自動車検査証の写し等により理由が疎明できる場合は、やむを得ない理由を疎明する書面を別途添付することは不要とする。

例えば、建築現場への資材搬入を理由とする申請に関し、自動車検査証において

使用者が運送会社であることが確認できる場合などが該当する。

(7) 保管場所の契約書等、通行禁止道路に保管場所があることを確認することができる書面

(4) 業務契約書の写し等、用務を確認することができる書面

(5) 身体障害のある者であることを確認することができる書面

エ 経路見取図

通行止め等の規制区間及び車庫、駐車場等の場所まで通行する必要がある経路について確認できる見取図

オ その他警察署長が必要と認める書面

(3) 申請書の記載要領

ア 「申請者」欄

申請者が事業所等の場合は、その名称、主たる事務所等の所在地及び代表者名を記載すること。

イ 「主たる運転者」欄

当該車両を運転する者が複数いる場合は、主に運転する者又は、車両の管理責任者とする。ただし、身体に障害のある者の輸送において、使用する車両を事前に特定できない場合は、主たる運転者を記載しない。

ウ 「車両の種類」及び「番号標に標示されている番号」欄

自動車検査証の車種及び車両（登録）番号を記載する。ただし、身体に障害のある者の輸送において、使用する車両を事前に特定できない場合は、車両の種類及び車両（登録）番号を記載しない。

エ 「運転の期間」欄

運転の期間は次のとおりとする。

なお、終日及び数時間以上（継続して2時間以上をいう。）の規制が行われている通行禁止道路について許可するものとする。ただし、短時間の規制（継続して2時間未満の場合をいう。）が行われている道路については、必要やむを得ないものに限って許可すること。

(7) 2(1)規制区間内居住等及びその他恒常的に通行の必要がある車両
3年を超えない範囲で必要な期間

(4) 2(2)身体障害者等の輸送

・身体障害のある者の居宅介護のために使用する場合：1年

・事前に使用する車両を特定することができないやむを得ない理由がある場合：3年を超えない範囲で必要な期間

(5) 2(3)貨物の集配その他公安委員会が定める事情
3年を超えない範囲で必要な期間又は時間

オ 「通行しようとする通行禁止道路の区間」欄

必要最小限度とし、始点と終点の所在地を記載する。

カ 「やむを得ない理由」欄

該当する用務を記載する。

(4) 審査

次の審査項目を充足しているか通行禁止道路通行許可点検表（別記第9号様式）を作成して確認すること。

ア 申請者及びその用務は交付対象要件に該当すること。

イ 添付書面は具備されていること、また、その内容に不備はないこと。

ウ 期間は「発行日から3年」又は「発行日から3年以内の必要な期間」となっていること。

(5) 簿冊の記載

通行許可申請処理簿（警察署及び幹部派出所にあっては別記第10号様式、交番・駐在所にあっては別記第11号様式。以下「通行許可処理簿」という。）に通行許可の申請ごとに記載すること。

また、交番・駐在所にあっては、申請ごとに通行許可申請書受払簿（別記第12号様式。以下「通行許可受払簿（交番等用）」という。）を記載すること。

ア 「申請受理月日」欄

申請を受け付けた日を記載する。

イ 「許可番号」欄

警察署及び幹部派出所ごとに、所属記号、年、4桁の年別一連番号を算用数字で記載すること。幹部派出所の場合は、警察署と同じ要領で、所属記号の後に「幹」を加えたものとする。例えば、鹿児島中央警察署で令和7年第1号の通行許可証を交付する場合は、「第中070001号」、鹿屋警察署垂水幹部派出所で令和7年第1号の通行許可証を交付する場合は、「第屋幹070001号」とする。

(例)

所属記号	年	4桁の一連番号
中	07	0001
屋幹	07	0001

ウ 「管理番号」欄

交番等に配布する押印済申請書の右肩に付された番号をいう。交番又は駐在所で申請を受け付けた場合に記載する。警察署及び幹部派出所ごとに、年、年度別一連番号を算用数字で記載する。例えば、令和7年の警察署の管理番号は「第07-1号」から始め、幹部派出所の管理番号は「第07幹-1号」から始めることとする。

エ 「申請者の住所、氏名」、「車両登録番号」、「有効期限」及び「通行場所」欄
通行許可申請書のとおりに記載する。

オ 「許可事由」欄

該当する項目に「レ」印を記載する。

カ 「署取扱者印」欄

警察署及び幹部派出所の取扱者が押印する。

キ 「交番名・駐在所名」及び「取扱者名」欄

交番等で申請を受け付けた場合に、その交番等の名称及び取扱者名を記載する。

ク 「発行日」欄

決裁終了日とする。

ケ 「交付日」及び「受領者」欄

受領者に交付した月日を記載し、交付時に「受領者」欄に受領者の氏名を記載させること。

コ 「警察署報告月日」及び「警察署回答月日」欄

通行許可処理簿（交番・駐在所用）で、交番等で申請を受け付けたことを警察署又は幹部派出所へ報告した月日及び警察署又は幹部派出所から申請に係る許可判断の回答を受けた月日を記載する。

サ 誤記した場合

交番等において押印済申請書を誤記した場合は、通行許可受払簿（交番等用）に「誤記」と朱書きして、誤記した押印済申請書とともに、警察署等へ「管理番号」を報告の上、送付する。

警察署等では、通行許可受払簿（交番等用）に交通課長等の受領印を押印して交番・駐在所へ返還し、誤記した押印済申請書については、交通課長等立会いの下で裁断処分する。

(6) 通行許可証の作成

通行許可申請書の下部が通行許可証になっている。提出された2通にそれぞれ次の項目を記入するが、署長印は、交付する1通にのみ押印する。

また、通行許可証の作成に当たっては、褪色することがないように黒色の油性ペン等で記載すること。

ア 「許可番号」欄

(5)イに同じ。

イ 「条件」欄

必要に応じて、「誘導員を配置すること」、「通行時間は〇時〇分から〇時〇分までの間に限る」などの条件を付すことができ、通行許可証の条件欄に記載するか、又は、別紙に条件を記載して通行許可証に添付し、条件欄には「別紙のとおり」と記載して別紙と「契」と刻印された（以下「契印」という。）印で割印をする。

また、次の注意事項を記載した書面を通行許可証に添付し、通行許可証の条件欄と「契印」で割印をする。交付時には、被交付者に対して、次の注意事項及び条件

を付した場合は条件についても、確実に教示すること。

なお、交番等において「契印」がない場合は、取扱者の私印により割印すること。

注 意 事 項

- 1 通行を禁止された道路の区間を通行するときは、この許可証を前方から見やすい箇所に掲示すること。
- 2 この許可証は、許可に係る用務以外には、使用しないこと。
- 3 現場警察官等が指示する場合は、その指示に従うこと。
- 4 この許可証は、許可された道路の区間を通行する場合に限り効力を有する。
- 5 許可された道路の区間を通行するときは、特に歩行者に注意し、徐行すること。
- 6 この注意事項を守らない場合は、許可を取り消すことがある。
- 7 次の場合は、この許可証を（(3)の場合は発見した許可証）を速やかに廃棄すること。
 - (1) 有効期間が経過したとき。
 - (2) 使用する必要がなくなったとき。
 - (3) 再交付を受けた後に亡失した許可証を発見し、又は、回復したとき。

ウ 「発行日」欄

決裁終了日とする。

エ 「警察署長名」欄

警察署名を記載し、決裁終了後に署長印を押印する。

なお、交番・駐在所には押印済申請書が配布されている。

オ 標準処理期間

交付までの処理期間は5日であるが、原則、即日交付とする。

(7) 決裁

「鹿児島県警察事務の決裁区分について（通達）」（令和5年3月3日付け鹿相第36号。以下「事務決裁区分通達」という。）に規定する専決により、次の書面について交通課長等の決裁を受けること。交番等においては、通行許可申請書及び添付書類を交通課及び地域交通課（幹部派出所長の監督区域内に所在する交番等（以下「幹部派出所の交番等」という。）において申請を受理した場合は幹部派出所）へKP-WANメール等で送信の上、交通課長及び地域交通課長（幹部派出所の交番等においては幹部派出所長）の決裁を受けること。ただし、不許可の場合その他署長の決裁が必要な特異事案については署長決裁を受けること。

ア 通行許可申請書及び添付書面

イ 許可条件及び注意事項

ウ 通行許可処理簿

(8) 交付時の留意事項

通行許可証の交付に当たっては、次のことに留意すること。

ア 教示事項

交付に当たっては、被交付者に対して「許可条件」及び「注意事項」を確実に教示すること。

イ 押印済申請書に訂正がある場合

押印済申請書において、決裁時に訂正箇所があった場合は、署長印による訂正印を押印できないことから再作成させること。

ウ 使用する車両を事前に特定できない身体の障害のある者に交付する場合

(7) 通行許可証の交付

原則として通行許可証は、申請者である身体の障害のある者に交付すること。

(4) 申請者への指導

通行許可証を交付する際、申請者に対し、次の事項について指導すること。

a 許可番号の通知

申請者等がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、送迎の前後において通行許可証を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合もあることから、依頼を行う際は、身体の障害のある者を輸送す

るため使用する車両の運転者に対し、当該運転者が送迎前後において警察官に停止を求められた場合に、「申請者の氏名」及び「許可番号」を回答できるように「申請者の氏名」及び「許可番号」を事前に通知すること。

また、法第8条第5項の規定により警察署長が当該許可に条件を付しているときは、その条件を事前に通知すること。

b 通行許可証の掲出

細則第7条第4項により、許可車両が通行禁止道路を通行するときは、車両の前面の見やすい箇所に通行許可証の掲出を義務付けているので、申請者がタクシー等に乗車する際には、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し、通行許可証の掲出を依頼すること。

エ 押印済申請書に訂正がある場合

押印済申請書において、決裁時に訂正箇所があった場合は、署長印による訂正印を押印できないことから再作成させること。

(9) 通行許可証の再交付

紛失、汚損等を理由に通行許可証の再交付の申請があった場合は、次のとおりとする。

ア 通行許可申請書

新規申請と同様に通行許可申請書の提出を求めるが、運転の期間については前回交付時の有効期限を踏襲するので、前回交付時の通行許可処理簿を確認して申請者に教示すること。

なお、通行許可申請書の右上部余白部に「㊟」と朱書すること。

また、添付書類については不要とするが、再交付を受けようとする者に対して身分証明書の提示を求め、確認すること。

イ 通行許可処理簿

記載要領は新規申請と同様であるが、記載する項目のうち、許可番号及び有効期限については、前回交付時の通行許可処理簿を確認して前回と同じ許可番号、有効期限を記載する。発行日については、再交付申請に係る決裁の終了した日とする。

なお、許可番号の前に「㊟」と朱書し、備考欄に再交付の理由（紛失、汚損、破損等）を記載する。

(10) 車両の変更

署長の通行許可は、車両に対する許可となるので、車両の買換え、一時的な代車の使用等、許可を受けた車両に代えて別の車両を使用する場合は、新たな申請を行う必要がある。その場合、既に受けている通行許可証について、使用する必要がなくなった場合は、申請と同時に廃棄させること。

(11) 更新の考え方

更新の規定はないので、新規申請の処理要領と同様の手続を行う。この場合の受付は、有効期間満了のおおむね1か月前から行うこととし、新たな有効期間の設定は、新規申請の処理要領と同様とする。有効期間が重なる場合は、使用している通行許可証の廃棄について教示した後、新しい通行許可証を交付すること。

(12) 不許可と行政不服審査法の教示

申請に係る用務の実態が確認できないなどの理由で、不許可処分をする場合は、第3の5(11)通行標章の取扱いと同様とする。

(13) 通行許可申請書及び簿冊の管理

交番等に配布する押印済申請書は、年の始め（1月起算）に交通課等において作成して配布し、年末には未使用分を回収することとし、次の要領で管理する。

ア 管理番号

各申請書の右肩余白部分に管理番号（5(5)ウのとおり）を付す。

イ 通行許可受払簿

通行許可申請書受払簿（警察署・幹部派出所用）（別記第13号様式）を記載する。

(7) 「受払年月日」欄

交番等に払い出した年月日又は未使用分を回収した年月日を記載すること。年始め（1月受付分）から申請書を使用できるように、前もって配布し、未使用分は、速やかに回収すること。

- (イ) 「払出数」欄
交番等の取扱状況に応じて、必要な枚数を作成し払い出すこと。
- (ウ) 「受入数」欄
交番等から回収した未使用分の枚数を記載すること。
- (エ) 「管理番号」欄
払い出した押印済申請書の管理番号を記載する。押印済申請書が複数ある場合は、「07－1～07－5」のように、最初と最後の番号を記載する。
- (オ) 「受払先」欄
交番等の施設名称及び押印済申請書を受領した交番等の勤務員の受領印を押印すること。

第8 「駐車許可証」、「短時間駐車許可証」又は「駐車許可証に準じて警察署長が通知した必要事項を記載した書面」を掲出して規制の対象から除く車両

1 法的根拠

- (1) 法第45条第1項（警察署長の駐車許可）
- (2) 法第49条の5（時間制限駐車区間における駐車の特例）
- (3) 細則第8条（警察署長の駐車許可）

2 許可の要件（理由）

次のいずれにも該当する場合に許可する。

(1) 申請日時

- ア 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
- イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

（審査における留意事項）

1 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯

申請場所における一般的な交通状況を基に審査するのではなく、申請時間における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、申請時間に、登下校時間帯や交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務、日時を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

2 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間

車両の大きさ、積載物、積載量や集配等から判断して、当該用務を達成するため、真に駐車に必要な時間をいう。

3 用務の性格上、あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合があることに留意し、例えば、

○ 貨物集配の開始予定時間から終了予定時間内（A時からB時までの間）

○ 訪問診療等事業所の業務時間内（C時からD時までの間）

として許可するほか、特に訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には、

○ 訪問診療等事業所の業務時間内（C時からD時までの間）及び緊急訪問時

として許可するなど、柔軟に対応すること。

なお、訪問診療等の「緊急訪問時」に関しては、看護師等が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両は駐車規制からの除外措置の対象ともなることから、申請者の意思に応じて申請させるなど適切に対応すること。

(2) 申請場所

ア 駐車禁止の規制が実施されている場所であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

（審査における留意事項）

1 駐車禁止の規制が実施されている場所

公安委員会又は警察署長が道路標識又は道路標示（路側帯等を含む。）で駐車を禁止している場所をいう。したがって、指定の駐停車禁止場所、法定の駐車禁止場所及び無余地場所、歩道等は対象とはならない。

2 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所

単に駐車車両があることで交通事故が起こる危険性がある、他の車両が車線変更等を行わなければならなくなり、交通流に影響するといった一般的な危険性等を基に判断するのではなく、例えば、車線数や当該場所の交通量を勘案し、駐車を認める余地がないか、当該場所において駐車車両が関係する交通事故が複数発生していないか、駐車に係る取締り要望が多数ある場所ではないか等、交通事故の発生状況、道路構造等から交通の危険性や著しい阻害性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

交通量の多い幹線道路（渋滞区間）や、バスターミナル・大型商業施設等の車両の出入りの激しい場所又は祭礼行事、イベント会場の周辺等、交通の頻繁

な場所は慎重に判断すること。

なお、申請場所に、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所が含まれている場合には、周辺に他に許可可能な場所がないか検討したりするなど、申請に係る具体的な用務、訪問先を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

3 駐車を許可する場所の指定方法

駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問先付近において、(2)イ等の要件から、特定の一地点でしか駐車を許可できない場合を除き、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

また、貨物車の貨物集配等、その用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る許可の申請がなされた場合には、駐車可能な場所の有無や、駐車を許可することとなる場所と想定される訪問先との間の距離、移動・運搬する手段、運搬する対象物の種類等を勘案し、その用務を適切に達成させ、かつ、交通の危険性等への影響を最小限にする観点から、必要かつ十分な範囲で、駐車を許可することとなる場所を中心として一定の区域を特定した上で、その区域ごとに、例えば、E地区に係る集配に関しては、a市b町c丁目d番e号先路上、F地区に係る集配に関してはf市g町h丁目i通り上として駐車を許可する場所を指定するなどし、必要に応じて場所ごとに許可時間を定めること。ただし、このような場所の指定をする場合は、交通規制課と協議の上、対応すること。

(3) 駐車に係る用務

ア 公共交通機関等の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号（道路使用許可）に規定する行為を伴う用務でないこと。

(解釈)

1 公共交通機関等の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務

当該車両を使用しなければ他に代替手段がなく、許可を受けなければ業務の遂行が著しく阻害され、社会生活上不利益をもたらすなど、特別の事情のある用務をいう。

2 5分を超えない時間内の貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務

中高層建物等の施設や道路構造上、貨物車の通行が困難な道路において、貨物の集配のため相当な時間を要し、かつ、当該施設又はその直近の場所に駐車場所を確保できないときをいう。

3 法第77条第1項各号に規定する行為

道路使用許可の対象行為で、法第77条第1項及び細則第21条に規定する行為をいう。

(1) 車両を作業の用具として使用する等の行為は、当該車両を直ちに移動することができず、道路への固着性が認められることから、道路使用の要許可行為（道路における作業）に該当するものと解される。

- ・引越しなどでクレーンを用いた貨物の積卸し
- ・高所作業車を用いた高所作業
- ・レントゲン車を用いた健康診断 など

(2) 訪問入浴介護に係る移動入浴車の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 駐車許可で対応するもの

移動入浴車に設備、登載された浴槽等を要介護者の居宅へ運搬し、同居宅内の給湯設備で給湯後、入浴介護を実施するとき（道路上の移動入浴車と同居宅内に運び込んだ浴槽とをホースで連結していないこと。）。

- イ 道路使用許可で対応するもの（許可期間は3か月以内とする。）
 - ・道路上の移動入浴車内において入浴介護を実施するとき。
 - ・道路上の移動入浴車と同居宅内の浴槽とをホースで連結し、給湯しながら入浴介護を実施するとき。

(4) 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場（パーキング・メーター等）（以下「路外駐車場等」という。）及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量、長大な貨物の積卸し又は傷病（後遺症を含む。）により歩行が困難な場合で、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

（解釈）

1 路外駐車場、路上駐車場

路外又は路上に設けられた有料・無料の駐車場をいう。この場合、事業所、個人等の専用駐車場（契約駐車場）は含まないものとするが、交渉等により一時的に駐車場を借り受けることができるときは、当然、路外駐車場等に当たる。

2 駐車が禁止されていない道路の部分

公安委員会又は警察署長による駐車禁止規制のない道路の部分である。

3 これらの利用が困難

例えば、駐車車両の車幅が駐車場等の駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重量制限を超える場合、駐車場等が混雑し、空気が少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等実質的に当該駐車場等の利用が困難である場合をいう。

そのため、このような場合には、仮に駐車場等が(4)ア又はイの範囲内に存在していたとしても、駐車許可の対象となり得ることに留意すること。

4 重量、長大な貨物

1人では運搬及び積卸しが困難な貨物をいう。

なお、クレーン等を使用しての運搬及び積卸しは、道路使用の許可行為となる。

5 傷病により歩行が困難な場合

細則第6条第1項第4号スの身障者標章の対象者に該当しない身体障害者又は後遺症や現在の傷病により歩行が困難な場合で、ギプス等による固定、杖、車いす、補装具等を使用している場合をいう。

なお、傷病には、一時的なものから長期的なものも含まれる。

6 用務先の直近

用務先の法定の駐車及び駐停車禁止場所等を除いた道路部分の直近をいう。

7 おおむね100メートル

用務先から直線でおおむね100メートルをいう。

おおむねとは、100メートル周辺に極度な高低差や河川、軌道、公園、大規模施設等がある場合に、迂回や回り道を考慮する必要性があることから、おおむねとしたものである。例えば、80メートル付近に河川があって、回り道をしなければならない場合は、直線で80メートルであっても許可の対象となる。

3 除外される規制の種類

第2の4(3)に同じ。

4 除外されない規制の種類

第2の4(4)に同じ。

5 許可の種類

許可の種類は駐車の状態に応じて3種類あり、それぞれの要件は次のとおりである。

(1) 「駐車許可証」を交付するもの

2の要件に該当するものを対象とし、警察署等で申請を受付け、「駐車許可証」を交付するもの。

- (2) 「短時間駐車許可証」を交付するもの
2の要件に該当するもののうち、駐車に要する時間がその日限りで5分以上おおむね2時間以内のものを対象とし、警察署等、交番又は駐在所で申請を受け付け、「短時間駐車許可証」を交付するもの。
- (3) 「警察署長が通知した必要事項を記載した書面」を掲出するもの
人の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ず駐車する必要があるときに限り、8時間を上限に警察署等で口頭による申請を受け付け、「駐車許可証に準じた必要事項」を通知するもの。この場合、申請者は「通知された事項を記載した書面」を、当該許可を受けた場所に駐車する間、当該車両の前面に掲出する。

許可の種類とその要件一覧表			
種類 要件等	(1)駐車許可証	(2)短時間駐車許可証	(3)警察署長が通知した必要事項を記載した書面
要件	「2許可の要件（理由）」のとおり	「2許可の要件（理由）」のとおり	人の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ず駐車する必要がある場合
許可 期間 (時間)	1年以内の必要な期間・時間	その日限りで、5分以上おおむね2時間（引越し荷物の積卸し等）	8時間以内の必要な時間
申請先	警察署 幹部派出所	警察署 幹部派出所 交番、駐在所	警察署 幹部派出所
申請方法	申請書の提出	申請書の提出	口頭
許可証等	許可証交付	許可証交付	申請者が「警察署長から通知された事項を記載した書面」を作成

6 許可証交付事務処理要領（駐車許可証及び短時間駐車許可証を交付する場合）

- (1) 申請の受付
- ア 受付要領
申請は、駐車許可証交付申請書（細則様式第5号。以下「駐車許可申請書」という。）2通又は短時間駐車許可申請書（細則様式第6号）1通を提出して行う。
- イ 申請者
2に規定する許可の要件に該当する事業所等又は個人とする。
- ウ 申請先
- (ア) 駐車許可証
原則、駐車場所を管轄する警察署等とする。ただし、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域にまたがる場合には、主たる場所を管轄する警察署において、申請の受理や駐車許可証の交付を一括して行うこと。
- (イ) 短時間駐車許可証
駐車場所を管轄する警察署等とし、交番等で使用する短時間駐車許可申請書は、押印済申請書を使用する。
- (2) 必要な書類
- 申請に必要な書類は次のとおりとし、駐車許可申請の場合はそれぞれ2部、短時間駐車許可申請の場合は1部を提出するよう求めること。ただし、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請については、次のア及びエのみを必要な書類とし、その他の書類は、その内容に変更がある書類のみに限ることができる。
- ア 駐車許可申請書又は短時間駐車許可申請書（以下「駐車許可申請書等」という。）
- イ 自動車検査証の写し等
- ウ 見取図
駐車をしようとする場所及びその周辺が確認できる見取図、地図等
申請者の見取図作成に係る負担軽減を図る目的から、既存の地図に訪問先等の位置が示されている程度の書面で差し支えないこととし、道路幅員や車両の寸法の記

入など詳細事項まで求めることのないようにすること。

エ 場所一覧表

次の要件に該当するものは、申請の日時及び場所を全て記載した一覧表（以下「場所一覧表」という。）

日時、場所及び用務の特定されたものであって、

- ・複数の場所に連続的に駐車することとなるもの
- ・特定の場所に反復継続して駐車することとなるもの

で、事業所等が作成したその期間のスケジュール表、日程表等で日時及び場所が特定されている場合は、それを場所一覧表とすることができる。ただし、駐車する際、一覧表を掲出しなければならないことに留意すること。

オ 用務を疎明する資料

介護事業者における指定通知書の写し、訪問介護等サービス計画書、その他用務を確認することができる書面。ただし、病名等が記載された診断書などの提出は求めないこと。

また、イで示した自動車検査証の写し等により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する資料を別途添付することは不要とする。

例えば、訪問介護を用務とする申請に関し、自動車検査証において使用者が訪問介護事業者であることが確認できる場合などが該当する。

(3) 申請書の記載要領

ア 駐車許可証

(ア) 「申請者」欄

申請者が事業所等の場合は、その名称、事務所等の所在地及び代表者名を記載すること。

(イ) 「番号標に表示されている番号」欄

自動車検査証の車両（登録）番号を記載する。

(ウ) 「許可を受けようとする日時期間」欄

1年以内の必要な期間とする。

(エ) 「許可を受けようとする場所」欄

場所特定ができるよう番地や名称等まで記載すること。

また、場所が複数ある場合は、場所欄に「別添場所一覧表のとおり」と記載し、場所一覧表を添付すること。

なお、場所の特定については、2(2)審査における留意事項3を参照すること。

(オ) 「許可を受けようとする理由」欄

貨物集配、訪問介護及び荷物の積卸しなど駐車に係る用務を記載すること。

(カ) その他

申請書を代書した場合や、申請に係る補足事項がある場合は欄外に記載する。

イ 短時間駐車許可証

(ア) 「申請者」欄

申請者が事業所等の場合は、その名称、主たる事務所等の所在地及び代表者名を記載すること。

(イ) 「主たる運転者の住所氏名」欄

当該車両を運転する者が複数いる場合は、主に運転する者又は、車両の管理責任者とする。

(ウ) 「期間（時間）」欄

5分以上おおむね2時間以内とし、当日限りとする。

(エ) 「場所」欄

場所特定ができるよう番地や名称等まで記載すること。

(オ) 「車両の種類」及び「車両（登録）番号」欄

自動車検査証の車種及び車両（登録）番号を記載する。

(カ) 「申請理由」又は「申請用務」欄

引越し、訪問介護及び荷物の積卸しなど駐車に係る用務を記載すること。

(キ) 「備考」欄

申請書を代書した場合や、申請に係る補足事項などについて記載する。

(4) 審査

申請者から申請理由等を聴取し、次の審査項目を充足しているか確認すること。

審査の際は、駐車許可点検表（別記第14号様式）を作成し、確認した事項と点検結果について記載すること。

また、駐車場所が複数の警察署の管轄区域にまたがる申請を受理した際は、申請書類一式を関係する警察署に KP-WAN メール等で送付して、関係か所の確認を求めること。

関係書類の送付を受けた警察署は、審査項目を充足しているか確認した上、駐車許可点検表作成して、当初に申請書の提出を受けた警察署に送付すること。

定期的に申請を行うもので、添付書類を一部省略してなされた申請の場合、過去の申請につき保管している文書の写しを作成するなどして審査に活用すること。

ア 現場調査

交通環境は日々変化することから、申請場所について、真に駐車許可が必要と判断される場所であるかを検討するため、現場調査を原則とする。ただし、平素から交通実態を把握し、交通規制マップ等の既存資料等で、申請場所の状況を把握できるときは、この限りではない。調査事務の軽減を図るため、管内の駐車場等の実態や、駐車許可が可能と認められる道路等を網羅した駐車マップ等を作成することも一方法である。

イ 許可事由の適否と必要性

ウ 日時、場所、用務及び駐車可能な場所の有無の要件を具備していること。

エ 添付書面は具備されていること、また、その内容に不備はないこと。

(5) 簿冊の記載

駐車許可申請処理簿（別記第15号様式。以下「駐車許可処理簿」という。）又は短時間駐車許可申請処理簿（警察署及び幹部派出所にあっては別記第16号様式、交番及び駐在所にあっては別記第17号様式。以下これらを「短時間駐車許可処理簿」という。）に駐車許可の申請ごとにそれぞれ記載すること。

ア 「許可番号」欄

警察署及び幹部派出所ごとに、所属記号、年、4桁の年別一連番号を算用数字で記載すること。幹部派出所の場合は、警察署と同じ要領で、所属記号の後に「幹」を加えたものとする。例えば、鹿児島中央警察署で令和7年第1号の駐車許可証を交付する場合は、「第中070001号」、鹿屋警察署垂水幹部派出所の令和7年第1号の駐車許可証を交付する場合は、「第屋幹070001号」とする。

(例)

所属記号	年	4桁の一連番号
中	07	0001
屋幹	07	0001

イ 「申請受理月日」欄

申請を受け付けた日を記載する。

ウ 「管理番号」（短時間駐車許可のみ）、「警察署報告月日」及び「警察署回答月日」欄

交番等に配布する押印済申請書の右肩に付された番号をいう。交番又は駐在所で申請を受け付けた場合に記載する。警察署及び幹部派出所ごとに、年、年別一連番号を算用数字で記載する。例えば、令和7年の警察署の管理番号は「第07－1号」から始め、幹部派出所の管理番号は「第07幹－1号」から始めることとする。

交番等で申請を受け付けたときは、警察署又は幹部派出所へ報告した月日及び警察署又は幹部派出所から申請に係る許可判断の回答を受け付けた月日を記載する。

エ 「申請者住所・氏名」、「有効期限」、「車両登録番号」、「駐車場所」欄

駐車許可申請書等のおりに記載する。

オ 「許可事由」欄

申請者から聴取した内容を記載する。

カ 「返納命令日」、「相手方氏名」及び「返納年月日」欄

返納命令を行い、駐車許可証及び短時間駐車許可証を回収した場合に記入する。

キ 「発行日」欄

決裁終了日とする。

ク 「交番駐在所」及び「取扱者」欄（短時間駐車許可のみ）

交番等で申請を受け付けた場合に、その交番等の名称及び取扱者名を記載する。

ケ 「交付日」及び「受領者」欄

受領者に交付した月日を記載し、交付時に「受領者」欄に受領者の氏名を記載させること。

コ 「他所属包括」欄

複数の警察署の管轄区域にまたがる申請の場合、確認を依頼した警察署から駐車許可点検表を受領した日付等を記載すること。

サ 誤記した場合

押印済申請書を誤記した場合、短時間駐車許可申請書受払簿（交番・駐在所用）（別記様式第18号様式。以下「短時間駐車許可受払簿（交番等用）」という。）に「誤記」と朱書きして、誤記した押印済申請書とともに、警察署等へ「管理番号」を報告の上、送付する。

警察署又は幹部派出所では、短時間駐車許可受払簿（交番等用）に交通課長等の受領印を押印して交番・駐在所へ返還し、誤記した押印済申請書については、交通課長等立会いの下で裁断処分する。

(6) 許可証の作成

許可証の作成に当たっては、^{たい}褪色することがないように黒色の油性ペン等で記載すること。

ア 駐車許可証

(7) 「許可番号」欄

(5)アに同じ。

(イ) 「許可日」欄

決裁終了日とする。

(ウ) 「警察署長名」及び「署長印」欄

警察署名を記載し、決裁終了後に署長印を押印する。

(エ) 「条件」欄

原則として、次の条件を付すこととし、その他、必要に応じて、「誘導員を配置すること」、「駐車時間は○時○分から○時○分までの間に限る」などの条件を付すこと。

条件欄には「別紙のとおり」と記載して別紙と契印で割印をする。

また、次の注意事項について、別紙中に記載することとし、交付時には、被交付者に対して、確実に教示すること。

条 件

1 許可を受けた日時、場所に駐車している間、当該許可に係る許可証（場所一覧表を添付した申請の場合は、許可証及び場所一覧表）を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。

2 申請（許可）理由以外には使用しないこと。

注 意 事 項

1 この許可証は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分で、許可証記載の日時、場所以外では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わりの駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この許可証は、申請者等が許可証記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。

4 この許可証を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

5 次の場合は、この許可証（(3)の場合は発見した許可証）を速やかに廃棄し

て下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

イ 短時間駐車許可証

(ア) 「許可番号」欄

(5)アに同じ。

(イ) 「発行日」欄

決裁終了日とする。

(ウ) 「車両（登録）番号」欄

駐車許可申請書等のおりに記載する。

(エ) 「場所」欄

駐車許可申請書等のおりに記載するが、場所が複数ある場合は「別紙場所一覧表のおり」と記載し、許可証の「場所」欄と「場所一覧表」とを「契印」で割印をする。

(オ) 「期間」及び「時間」欄

駐車許可申請書等のおりに記載する。

(カ) 「条件」欄

必要に応じて、「誘導員を配置すること」などの条件を付すことができ、駐車許可証の条件欄に記載し、又は、別紙に条件を記載して駐車許可証に添付し、条件欄には「別紙のおり」と記載して別紙と「契印」で割印をする。

なお、交番等において「契印」がない場合は、取扱者の私印により割印すること。

(キ) 「警察署長名」及び「署長印」欄

警察署名を記載し、決裁終了後に署長印を押印する。

なお、交番等には押印済申請書が配布されている。

(ク) 「被交付者等の住所・氏名」欄（裏面）

駐車許可申請書のおりに記載する。

(ケ) 割印

短時間駐車許可証は短時間駐車許可申請書と短時間駐車許可証のキリトリ線の上に「契」と記載した印で割印をすること。「契」と記載した印がない場合は、取扱者の私印により割印すること。

ウ 標準処理期間

交付までの処理期間は3日であるが、原則、即日交付とする。

(7) 決裁

事務決裁区分通達に規定する専決により、次の書面について交通課長等の決裁を受けること。交番等においては、短時間駐車許可申請書及び添付書類を警察署交通課及び地域交通課（幹部派出所の交番等において申請を受理した場合は幹部派出所）へKP-WAN メール等で送信のうえ、交通課長又は地域交通課長（幹部派出所の交番等においては幹部派出所長）の決裁を受けること。ただし、不許可の場合、その他署長の決裁が必要な特異事案については署長決裁を受けるものとする。

なお、必要な条件の付与についても審査を行うこと。

ア 駐車許可申請書等及び添付書面

イ 許可条件及び注意事項

ウ 駐車許可処理簿又は短時間駐車許可処理簿

(8) 交付時の留意事項

交付に当たっては、被交付者に対して許可場所や許可時間以外の駐車及び許可条件に違反したときは、駐車違反に該当することを確実に教示することともに、次の事項を確実に教示すること。

なお、押印済申請書において、決裁時に訂正箇所があった場合は、署長印による訂正印を押印できないことから再作成させる。

ア 許可証の掲出方法

許可証は、車両の外から駐車許可証の記載事項が確認できる車両前面の見えやす

い箇所等に掲出すること。

場所一覧表を添付した申請の場合は、許可証と合わせて場所一覧表も掲出すること。

イ 「許可条件」及び「注意事項」

被交付者に、許可条件及び注意事項が記載してある部分を示して教示すること。

ウ 駐車できない場所及び方法

必要に応じて図示したものなどを示して説明すること。

(9) 駐車許可証の再交付（駐車許可証のみ）

紛失、汚損等を理由に再交付の申請があった場合は、次の処理要領による。

ア 必要な書類

駐車許可証再交付申請書（細則様式第5号の2）とし、添付書類は不要とするが、再交付を受けようとする者に対して身分証明書の提示を求め、確認すること。

イ 駐車許可処理簿の記載

前回交付時の駐車許可処理簿を確認して、前回の許可番号及び有効期間を記載する。ただし、「許可番号」欄に記入する許可番号の前には、「㊟」と朱書きする。

発行日は、再交付申請に係る決裁が終了した日とする。

駐車許可処理簿への記載は、新規申請に連続して記載する。

ウ 駐車許可証の作成

再交付する駐車許可証は、警察署等の控えとした駐車許可申請書の写しを（決裁欄等の内部的管理事項を記載している場合はその部分を除いた上で）作成し、欄外に㊟と朱書きした上公印（警察署長印）を押印して交付すること。

エ 遺失届の教示

駐車許可証を紛失した場合は、遺失届の手続を教示すること。

(10) 申請内容の記載事項変更（駐車許可証のみ）

許可期間内において駐車許可証の内容に変更がある場合は、変更に係る駐車許可証（以下「変更駐車許可証」という。）とともに、駐車許可証記載事項変更届（細則様式第5号の3。以下「許可変更届」という。）及び記載事項の変更を証する書面2部を添付して次の要領で行う。

なお、当該「変更」については、継続して変更内容に係る駐車許可証を運用する場合の対応要領とし、一時的な変更については、次項「7 駐車許可後における一時的な許可内容変更の措置」によるものとする。

ア 許可変更届

変更の内容、変更の理由等について記載する。

対象となるのは、審査を必要としない変更であり、例えば、申請者の住所が変更となった場合や、車両は同一だが車両番号が変更となった場合等である。

申請場所、申請日時及び車両の変更については、新たな申請を行う必要があるもので、許可変更届では対応しない。

イ 駐車許可処理簿

駐車許可処理簿において、変更する部分を朱書きで修正し、「変更届」欄に必要な事項を記載する。

ウ 確認

変更内容について、6(4)の内容に準じて確認を行う。

エ 決裁

許可変更届に記載事項の変更を証する書類を添付し、該当する駐車許可処理簿とともに決裁（交通課長等専決）を受ける。

オ 変更駐車許可証

変更駐車許可証において、変更する部分を二重線で訂正又は加筆するなどして修正し、修正箇所に署長印を押印する。

カ 交付

オで作成した変更駐車許可証を届出者に交付する。

(11) 更新の考え方

更新の規定はないので、新規申請の処理要領と同様の手続を行う。この場合の受付は、有効期間満了のおおむね1か月前から行うこととし、新たな有効期間の設定は、

新規申請の処理要領と同様とする。有効期間が重なる場合は、使用している駐車許可証の廃棄について教示した後、新しい駐車許可証を交付すること。ただし、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、6(2)のとおり、必要な書類の一部を省略できることに留意すること。

(12) 不許可と行政不服審査法の教示

申請に係る用務の実態が確認できないなどの理由で、不許可処分をする場合は、第3の5(II)通行標章の取扱いと同様とする。

(13) 短時間駐車許可申請書及び簿冊の管理（短時間駐車のみ）

交番等に配布する押印済申請書は、年の始め（1月起算）に交通課等において作成して配布し、年末には未使用分を回収することとし、次の要領で管理する。

ア 管理番号

短時間駐車許可申請書の右肩余白部分に管理番号（6(5)ウのとおり）を付す。

イ 短時間駐車許可申請書受払簿（警察署・幹部派出所用）（別記第19号様式）及び短時間駐車許可受払簿（交番等用）（以下「短時間駐車許可受払簿」という。）

短時間駐車許可受払簿を記載する。

(ア) 「受払年月日」欄

交番等に押印済申請書を払い出した年月日又は未使用分を回収した年月日を記載すること。年の始め（1月受付分）から申請書を使用できるように、前もって配布し、未使用分は速やかに回収すること。

(イ) 「払出数」欄

交番等の取扱状況に応じて、必要な枚数を作成し払い出すこと。

(ウ) 「受入数」欄

交番等から回収した未使用分の枚数を記載すること。

(エ) 「管理番号」欄

払い出した押印済申請書の管理番号を記載する。押印済申請書が複数ある場合は、「07-1～07-5」のように、最初と最後の番号を記載する。

(オ) 「受払先」欄

交番等の施設名称及び押印済申請書を受領した交番等の勤務員の受領印を押印すること。

(カ) 「払出先」欄

申請者の氏名を記載する。

ウ 申請書

決裁を受けた申請書は、駐車許可申請書又は短時間駐車申請書ごとに、許可番号順に編めてつして警察署交通課等において保管する。

なお、交番等で受付けた短時間駐車許可申請書については、決裁を受けた申請書の写しと、交番等から送付された短時間駐車許可申請書の原本を合わせて保管することとする。

(14) 休日等における取扱い

休日又は平日の警察署等窓口の執務時間外に申請があったときは、専決者（交通課長等）が不在であるため審査確認及び許可番号の付与ができないことから申請を受け付けないこと。ただし、次項「7 駐車許可後における一時的な許可内容変更の措置」、「8 駐車許可の事前相談について」、「9 許可事務処理要領（緊急やむを得ず駐車する必要がある場合）」に係る申請については、この限りではない。

7 駐車許可後における一時的な許可内容変更の措置

駐車許可を受け、その許可期間が有効であるもののうち、やむを得ない事情等により、一時的に許可内容の変更について申し出があった場合は、執務時間内外にかかわらず次のとおり取り扱うものとする。よって、執務時間外は関係簿冊等を当番勤務員に引継ぎ、確実に対応できるよう措置すること。

なお、変更の内容が以後も継続する場合は、その内容に応じて新規申請又は記載事項変更による手続により対応する。

(1) 変更の手続方法

交通の影響等により許可された時間に車両が到着しないこと等から許可時間を変更したい場合や、短時間駐車許可を受けていた車両が故障等により使用できない事情が

発生し、車両を変更したい場合など、許可を受けた内容を一時的に変更する場合の手続は、口頭連絡のほか、電話、ファックス等により許可内容の変更を行う。

なお、交番等に対して変更の連絡がなされた場合は、交通課等に報告した後、指示を受け処理すること。

(2) 一時的な変更受理簿の記載

届出者から許可内容の変更事項について聴取し、一時的な変更受理簿（別記第20号様式）に次の事項を記載する。

- ・変更の内容
例：駐車時間、車両の形状（長さ、幅、高さ等）等
- ・許可番号
- ・用務
- ・変更理由
- ・届出者の氏名及び連絡先
- ・受理日時及び受理者名

(3) 確認

変更内容について、6 (4)の内容に準じて迅速に確認を行うこと。

(4) 受理の通知

確認の結果、変更内容について確認した場合は、届出者に対して電話等により口頭で受理した旨の内容を通知する。

(5) 引継ぎ

執務時間外において取り扱った場合は、確実に交通担当者に引継ぎを行い、変更受理簿に次の次項を記載すること。

- ・引継日
- ・引継担当者名

8 駐車許可の事前相談について

申請者が遠隔地に所在する場合等で、電話又はファックスによる事前相談を受け付けたときは、執務時間内外にかかわらず次のとおり取り扱うものとする。よって、執務時間外は関係簿冊等を当番勤務員に引き継ぎ、確実に対応できるよう措置すること。

(1) 聴取する事項

- ・駐車の日時、駐車場所
- ・相談者の住所、氏名及び連絡先
- ・車両（登録）番号及び車両の形状
- ・用務

(2) 事前相談受理簿の記載

事前相談受理簿（別記第21号様式）に次の事項を記載する。

- ・受理日時及び受理者名
- ・(1)の内容

(3) 審査

受理後、速やかに申請場所について6 (4)の内容の審査を行う。

(4) 許可証の交付

窓口で事前相談に係る申請がなされたときは、直ちに駐車許可証等を交付すること。

(5) 引継ぎ

執務時間外において取り扱った場合は、確実に交通担当者に引継ぎを行い、相談受理簿に次の事項を記載すること。

- ・引継日
- ・引継担当者名

9 許可事務処理要領（緊急やむを得ず駐車する必要がある場合）

(1) 背景と趣旨

高齢化社会の進展に伴い、在宅での医療、介護のサービスが24時間体制で実施される等、駐車許可事務について、さらにきめ細かな対応が求められている。

こうした背景を鑑み、人の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ず駐車する必要がある場合は、駐車許可申請書の提出に代えて、口頭で申請できることとし、駐車許可申請に対する迅速な対応要領を定めたものである。

(2) 緊急やむを得ない場合について

緊急やむを得ない場合とは、緊急の訪問介護、柔道整復師等による緊急応療、児童虐待事案への対応など、人の生命又は身体に係る事案に緊急に対応する必要がある場合がこれに当たる。よって、人の生命又は身体に関する用務でない場合は、許可の対象とはならない。緊急やむを得ない用務例は次のとおりである。

(例)

- ・ 自宅療養患者に対する応急診療（医師、歯科医師、看護師等）
- ・ 体調不良、不慮の事故による怪我等のため行う応急訪問介護（介護士等）
- ・ 緊急施術の必要（柔道整復師等）
- ・ 精神疾患患者の緊急収容（保健所職員等）
- ・ 在宅患者への応急措置、緊急育児支援等（保健師等）
- ・ 児童虐待に関する立入調査、臨検、捜索等（児童相談所職員、自治体職員等）
- ・ 人体に有害な伝染病等の防疫のための緊急検診（獣医師等）
- ・ 公安委員会発行の駐車規制除外標章を受けていない緊急往診（医師、助産師）
- ・ 在宅医療患者、終末期医療患者等の容態急変に立ち会う必要のある家族等

(3) 許可の要件

2 許可の要件（理由）に同じ。ただし、許可時間は駐車開始の時刻からおおむね 8 時間以内の必要な時間とし、以後も引き続き許可が必要な場合は、駐車許可の申請を行うこと。

【解釈】

- ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条において、夜間に道路上の同一場所に引き続き 8 時間以上駐車する行為を禁止していることを基準とした。
- ・ 緊急性の継続性について、8 時間の間には、やむを得ない緊急性の事情も変化し、駐車によらない措置を検討し得ることを加味した。

(4) 取扱要領

口頭（電話及びファックスを含む。）による申請を受け付けるものとし、申請内容を聴取した後、迅速に審査を行い、口頭で許可に関する事項を申請者に通知する。

事務処理要領については次のとおりとする。

ア 申請の受付

執務時間中は警察署の交通課等、当番勤務時間中は当番勤務員が受け付け、緊急やむを得ない駐車許可審査票（別記第22号様式。以下「審査票」という。）に基づいて申請者から必要事項を聴取する。

イ 審査

審査票の許可基準を審査し、必要な許可条件について検討する。

(ア) 申請者

申請者は、原則として運転者とする。会社等が申請を行う場合は、許可条件、禁止事項及び指導事項について会社等から運転者に対して確実に周知させること。

(イ) 審査基準

人の生命及び身体に関して応急の措置が必要な用務で、社会通念上やむを得ないと認められる事情があること。

日時、場所、用務及び駐車可能な場所の有無については、第 8 の 2 許可の要件（理由）に同様とする。

(ウ) 既許可の取扱い

既に許可を受けている車両で、許可時間以外において緊急的な用務が発生した場合の手続については、駐車許可の基準のうち場所及び駐車可能な場所の有無について審査済みであり、許可時間及び用務の緊急性を審査するのみで足りるので、より迅速な許可を心掛けること。

(エ) 簿冊の記入

申請内容を緊急やむを得ない駐車許可申請受理簿（別記第23号様式。以下「緊急駐車許可受理簿」という。）に記入する。許可番号は「緊ー 4 桁の年別一連番号」とし、算用数字で記載すること。

ウ 決裁

審査票、緊急駐車許可受理簿及び付与する許可条件について決裁を受ける。許可基準に適合するものについては、執務時間中は交通課長等の決裁を受け、当番勤務時間中は当番勤務責任者の決裁（代決）を受ける。許可基準に適合せず許可しない場合は、審査票のみ署長決裁を受ける。

エ 許可の告知

申請者に「警察署名（〇〇署）」、「許可番号（緊－〇〇〇〇）」、「許可日時（〇年〇月〇日〇時）」、「許可場所」及び「許可時間（〇月〇日〇時から〇月〇日〇時までの間）」を告知し、「許可場所」を除く項目を記載した紙面（A4サイズ程度の大きさ）を車両の前面の外部から見えやすいところに掲出するよう指示する。

オ 許可条件、指導事項の告知

申請者に対して、以下の項目について告知する。

(ア) 許可条件

必要な許可条件を付した場合は、その内容を申請者に告知する。

(イ) 注意事項

- 許可を受けた日時、場所以外では使用できません。
- 許可を受けた日時、場所以外で使用した場合は駐車違反になります。
- 現場において警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 許可条件違反があった場合等は、許可を取り消すことがあります。
- 次のような駐車はできません。
 - ・ 駐停車禁止場所の駐車
 - ・ 法定駐車禁止場所の駐車
 - ・ 駐車の方法に従わない駐車
 - ・ 車庫代わり駐車
 - ・ 長時間駐車

カ 留意事項

(ア) 申請者が来所した場合

申請者が、警察署又は幹部派出所に直接訪れた場合は、(4)口頭による申請のとおりとし、交番及び駐在所に直接訪れた場合は、警察電話等を用いて警察署及び幹部派出所へ架電させ申請を行わせるなど、柔軟に対応すること。

(イ) 関係機関との連携

許可した場合は、必要に応じて交通課等、地域課、駐車監視員等に許可内容を連絡するとともに、許可事項に関する照会については迅速に対応すること。

第9 審査基準

審査に当たっては、鹿児島県行政手続条例（平成7年鹿児島県条例第41号）に基づく鹿児島県公安委員会関係の審査基準等ファイル等に基づき、適正かつ迅速に処理すること。

第10 標章の保管管理及び書類の整理保存

関係書類は、次により整理及び保存するものとする。

1 標章

交通規制課長、警察署長及び幹部派出所長は、通行標章、駐車標章、身障者標章及び高齢運転者等標章（以下「標章等」という。）の受払いをしたときは、除外標章受払簿により受払い及び使用状況を明らかにすること。年末には標章の残数を点検の上「次年へ繰り越し」と記載して決裁を受け、新年には「前年より繰り越し」と記載して年締め決裁を受けること。

また、標章等の適正な管理を行うため、毎月末には、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・その月の取扱件数 ・年の累積件数 |
|--|

の記載を行い、標章等の残数と照合した上で月締め決裁を受けること。ただし、高齢運転者等標章については、毎月の決裁は不要とする。

なお、標章等が誤記により使用できなくなったときは、除外標章受払簿の備考欄に「誤記」及び「廃棄日」を朱書で記載しておくこと。

また、廃棄に当たっては、交通課長等立会いの下で、裁断処理すること。

2 押印済申請書

警察署長及び幹部派出所長は、年（1月起算）ごとに署長の通行許可及び署長の短時間駐車許可に係る押印済申請書を作成し、管理番号を付して、年始めに交番等へ配布する。必要に応じて、年の途中においても同様に配布を行い、年末には、各施設から未使用の押印済申請書を回収し、交通課長等立会いの下で裁断処分する。

3 保存期間

関係書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 3年保存

○ 公安委員会の通行標章、駐車標章及び身障者標章関係

・交通規制対象除外車標章処理簿 ・交通規制対象除外車標章等受払簿 ・除外標章交付申請書 ・除外標章再交付申請書 ・除外標章記載事項変更届	別記第1号様式 別記第2号様式 細則様式第3号 細則様式第3号の2 細則様式第3号の3
--	---

○ 公安委員会の高齢運転者等標章関係

・高齢運転者等標章申請書 ・高齢運転者等標章記載事項変更届 ・高齢運転者等標章再交付申請書 ・高齢運転者等標章申請等点検表 ・高齢運転者等標章受払簿（警察署用） ・高齢運転者等標章受払簿（本部）	規則別記様式第1の3の2 規則別記様式第1の3の4 規則別記様式第1の3の5 別記第3号様式 別記第5号様式 別記第8号様式
--	---

○ 署長の通行許可証関係

・通行禁止道路通行許可申請書 ・通行禁止道路通行許可点検表 ・通行許可申請処理簿（警察署・幹部派出所用） ・通行許可申請処理簿（交番・駐在所用） ・通行許可申請書受払簿（交番・駐在所用） ・通行許可申請書受払簿（警察署・幹部派出所用）	規則別記様式第1の3 別記第9号様式 別記第10号様式 別記第11号様式 別記第12号様式 別記第13号様式
--	---

○ 署長の駐車許可証、短時間駐車許可証及びその他署長の駐車許可関係

・駐車許可証交付申請書 ・駐車許可証再交付申請書 ・駐車許可証記載事項変更届 ・駐車許可点検表 ・駐車許可申請処理簿 ・短時間駐車許可申請書 ・短時間駐車許可申請処理簿（警察署・幹部派出所用） ・短時間駐車許可申請処理簿（交番・駐在所用）	細則様式第5号 細則様式第5号の2 細則様式第5号の3 別記第14号様式 別記第15号様式 細則様式第6号 別記第16号様式 別記第17号様式
--	--

・短時間駐車許可申請書受払簿（交番・駐在所） ・短時間駐車許可申請書受払簿（警察署・幹部派出所用） ・一時的な変更受理簿 ・事前相談受理簿 ・緊急やむを得ない駐車許可受理審査票 ・緊急やむを得ない駐車許可申請受理簿	別記第18号様式 別記第19号様式 別記第20号様式 別記第21号様式 別記第22号様式 別記第23号様式
--	--

(2) 30年保存

・高齢運転者等標章申請処理簿（警察署用） ・高齢運転者等標章申請処理簿（幹部派出所用）	別記第4号様式 別記第6号様式
--	--------------------

(3) 1年未満文書

・高齢運転者等標章送付書 ・標章等交付状況報告	別記第7号様式 別記第24号様式
--	---------------------

第11 報告

警察署長は、当月の標章及び許可証の交付状況を、標章等交付状況報告（別記第24号様式）により、翌月の10日までに報告すること。

なお、「5 高齢運転者等標章交付状況等報告」における「交付標章有効数」は平成22年の制度開始からの累計有効数であることから、毎月の申請数及び返納数を加減した値を記入すること。例えば、新規申請が1件、返納件数が2件あった場合は、累計数からマイナス1件となり、記載事項変更が1件あった場合は、旧標章を返納して、新標章を受け取ることとなるので累計有効数は±0である。

別表（第３の５(５)関係）

警察署の所属記号と警察署別コード表

警察署名	所属記号	警察署別コード (３桁コード)
鹿児島中央	中	101
鹿児島西	西	104
鹿児島南	南	102
指宿	指	103
南九州	九	105
枕崎	枕	106
南さつま	さ	107
日置	日	109
いちき串木野	串	110
薩摩川内	川	111
甕島幹部派出所	川幹	111
さつま	つ	113
阿久根	阿	114
出水	出	115
伊佐湧水	佐	116
始良	始	118
霧島	霧	119
横川幹部派出所	霧幹	119
曾於	曾	121
志布志	志	122
肝付	肝	123
鹿屋	屋	124
垂水幹部派出所	屋幹	124
錦江	錦	126
種子島	種	127
屋久島	久	128
奄美	奄	129
喜界幹部派出所	奄幹	129
瀬戸内	瀬	130
徳之島	徳	132
沖永良部	沖	133
与論幹部派出所	沖幹	133

別紙 1（第 3 の 5 (10)関係）

行政不服審査法に基づく教示書面

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別紙 2（第 4 の 2 (7)関係）

患者輸送車等について

○ 運転補助装置の種類等、車種及び車検証の記載

運転補助装置の種類等	車種	車検証の記載
身体障害者用操作装置の部品（一定の変更内容に係る部品に限る。）	小型等	当該装置等に関する記載なし
舵取り装置及び操縦装置の足動操作部品の取付け	小型等	型式欄には「型式改」、備考欄には「操縦装置」等と記載
車いす固定装置の取付け（車椅子移動車は不該当）※ 1	小型等	備考欄に「車いす固定装置付（*基）」等と記載
患者輸送車※ 2	特種	車体の形状欄に「患者輸送車」と記載
車いす移動車※ 3	特種	車体の形状欄に「車いす移動車」と記載

※ 1：車いすを車体に固定することができる装備を有する自動車（車いす専用のスペースを有する者に限る）であって、車いす移動車以外のもの

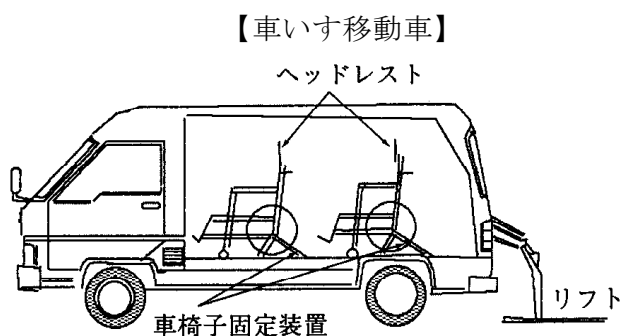
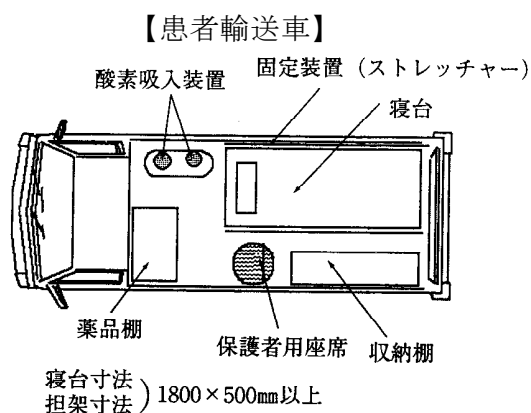
2：医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、

- ① 車室には、患者等の輸送のための専用の寝台又は担架及び当該担架を固定するための設備を有すること。
- ② 寝台及び担架の固定場所は、乗車設備の座席と兼用でないこと。
- ③ 寝台又は担架に患者等を載せた状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口を当該自動車の右側前面以外の面に 1 か所以上設けられていること。

等のほか、物品積載設備を有していないこと等の構造上の要件を満足しているものが該当する。

3：車いすに着座した状態で乗り降りでき、かつ、車いすを固定することにより、専ら車いす利用者の移動の用に供する自動車であって、

- ① 車室には、車いすを確実に車体に固定することができる装置を有すること。
 - ② 車いす利用者が容易に乗り降りすることができるスロープ、リフトゲート等の装置を有すること。
 - ③ 車いすに車いす利用者が着座した状態で、容易に乗り降りできる適当な寸法を有する乗降口が 1 か所以上設けられているほか、その乗降口から①の車いす固定装置に至るための適当な寸法を有する通路を有すること。
 - ④ 車いす利用者の安全を確保するため、車いす利用者が装着することができる座席ベルト等の安全装備を有すること。
- 等のほか、物品積載設備を有していないこと等の構造上の要件を満足しているものが該当する。



法第45条の2第1項第2号に該当する者の運転免許に付されている条件等

- 1 聴覚障害を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
 - ・ 「特定後写鏡等」 (402)
 - (法第71条の6第2項に規定する者であることが直ちに確認できる。)
- 2 肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
 - (1) 運転免許に記載された条件から法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できる条件 (○には数字、～には文字が入る。)
 - ア 普通免許又は普通第二種免許の場合
 - ・ 「普通車は軽車 (660) に限る」 (420)
 - ・ 「普通車は軽車 (550) に限る」 (430)
 - ・ 「普通車は総重量○ t 以下に限る」 (450、460)
 - ・ 「A T車に限る」 (880)
 - ・ 「普通車に限る」 (471)
 - ・ 「A T車の普通車に限る」 (480)
 - ・ 「普通車は総重量○ t 以下のA T車に限る」 (490、491、492)
 - ・ 「普通車はA T車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」 (500)
 - ・ 「普通車は総重量○ t 以下で～は手動式のA T車に限る」 (510、511、512、513、514、515、516)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」 (521)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のA T車に限る」 (522)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」 (523)
 - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のA T車に限る」 (524、525、526)
 - ・ 「普通車は下肢で運転できるA T車に限る」 (530)
 - ・ 「普通車はA T車で手動式の～に限る」 (531、532)
 - ・ 「普通車は手動式の～に限る」 (533、534)
 - ・ 「普通車は排気量○ l 以下に限る」 (535、536、537)
 - ・ 「普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」 (538、539、540、541)
 - ・ 「普通車は左アクセルに限る」 (542)
 - ・ 「義手」 (680)
 - ・ 「義足」 (710)
 - ・ 「義足 (A T車を除く)」 (724)
 - ・ 「装具」 (740)
 - ・ 「装具 (A T車を除く)」 (745)
 - イ 準中型免許の場合
 - ・ 「A T車に限る」 (880)
 - ・ 「準中型車 (5 t) と普通車に限る」 (810)
 - ・ 「A T車の準中型車 (5 t) と普通車に限る」 (811)
 - ・ 「準中型車 (5 t) と普通車はA T車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」 (821)
 - ・ 「準中型車 (5 t) と普通車は下肢で運転できるA T車に限る」 (822)
 - ・ 「準中型車 (5 t) と普通車はA T車で手動式の～に限る」 (823、824)

- ・ 「準中型車（５ｔ）と普通車は手動式の～に限る」（８２５、８２６）
- ・ 「準中型車（５ｔ）と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」（８２７、８２８、８２９、８３０）
- ・ 「準中型車（５ｔ）と普通車は左アクセルに限る」（８３１）
- ・ 「準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下の車両に限る」（８３２）
- ・ 「準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下のＡＴ車に限る」（８３３）
- ・ 「準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」（８３４）
- ・ 「準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下で～は手動式のＡＴ車に限る」（８３５、８３６、８３７）
- ・ 「義手」（６８０）
- ・ 「義足」（７１０）
- ・ 「義足（ＡＴ車を除く）」（７２４）
- ・ 「装具」（７４０）
- ・ 「装具（ＡＴ車を除く）」（７４５）

ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合

- ・ 「ＡＴ車に限る」（８８０）
- ・ 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車に限る」（９１０）
- ・ 「ＡＴ車の中型車（８ｔ）、準中型車と普通車に限る」（９１１）
- ・ 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」（９２１）
- ・ 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は下肢で運転できるＡＴ車に限る」（９２２）
- ・ 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車で手動式の～に限る」（９２３、９２４）
- ・ 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は手動式の～に限る」（９２５、９２６）
- ・ 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」（９２７、９２８、９２９、９３０）
- ・ 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は左アクセルに限る」（９３１）
- ・ 「義手」（６８０）
- ・ 「義足」（７１０）
- ・ 「義足（ＡＴ車を除く）」（７２４）
- ・ 「装具」（７４０）
- ・ 「装具（ＡＴ車を除く）」（７４５）

エ 大型免許又は大型第二種免許の場合

- ・ 「ＡＴ車に限る」（８８０）
- ・ 「義手」（６８０）
- ・ 「義足」（７１０）
- ・ 「義足（ＡＴ車を除く）」（７２４）
- ・ 「装具」（７４０）
- ・ 「装具（ＡＴ車を除く）」（７４５）

(2) 運転免許に記載された条件からは法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できない条件（○には数字、～には文字が入る。）

ア 普通免許又は普通第二種免許の場合

- ・ 「普通車は軽車（３６０）に限る」（車種限定：１７０、身体障害：４４０）
- ・ 「普通車はＡＴ車に限る」（車種限定：１２０、身体障害：４８１）
- ・ 「普通車はミニカーに限る」（車種限定：１８０、身体障害：５２０）
- ・ その他２(1)ア以外の条件（５５０）

イ 準中型免許の場合

- ・ 「準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車に限る」（車種限定：３６４、身体障害：８２０）
- ・ その他２（１）イ以外の条件（８４０）

ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合

- ・ 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車に限る」（車種限定：１１３、身体障害：９２０）
- ・ その他２（１）ウ以外の条件（９４０）

エ 大型免許又は大型第二種免許の場合

- ・ ２（１）エ以外の条件（４１０）

※ 各条件の末尾に付した括弧内の番号は、運転者管理業務のシステムにおける「免許の条件等コード」である。

※ ２（２）に該当し、運転免許に記載された条件からは直ちに確認できない場合には、免許管理課に確認し、同課からの回答により高齢運転者等に該当することができた場合に高齢運転者等標章を交付する。

別記
第1号様式(第3の5(5)関係)

交通規制対象除外車標章処理簿

決 裁				標章番号		申 請 者		車両(登録)番号	除 外 事 由		契印	発行日	変更届	返納命令日	備考
署長	副署長 次長	課長 所長	担当者	管理番号		住 所			有効期限	交付日		受理日	相手方氏名		
				申請受理月日		氏 名				受領者		内容	返納年月日		
												月 日	月 日		
												月 日			
				月 日					年 月 日						
												月 日	月 日		
												月 日			
				月 日					年 月 日						
												月 日	月 日		
												月 日			
				月 日					年 月 日						
												月 日	月 日		
												月 日			
				月 日					年 月 日						
												月 日	月 日		
												月 日			
				月 日					年 月 日						
												月 日	月 日		
												月 日			
				月 日					年 月 日						

交通規制対象除外車標章等受払簿

決 裁				受払年月日	受払状況			受入先 / 払出先	管理番号	備考 (誤記の廃棄日)
署長	副署長 次長	課長 所長	担当者		受入数	払出数	残数	氏 名		
(課長)	(理事官)	(係長)								
				年 月 日						
				年 月 日						
				年 月 日						
				年 月 日						
				年 月 日						
				年 月 日						
				年 月 日						

※1 毎月末には、「その月の取扱い件数」及び「年の累積件数」の記載を行い、標章等の残数と照合した上で決裁を受けること。
※2 新年には、前年からの繰り越し数を記載し決裁を受けること。
※3 年末には、次年へ繰り越す数を記載し決裁を受けること。

高齢運転者等標章申請等点検表

[警察署]

申請者名	交付標章	区分
	管理番号	☐ 新規
	-----	☐ 再交付
	標章番号	☐ 記載事項変更

点検項目		点検内容
交付対象要件	高齢者	☐ 普通自動車対応免許を保有しているか。 ☐ 70歳以上であるか。
	聴覚障害者	☐ 普通自動車対応免許を保有しているか。 ☐ 聴覚障害を理由に普通自動車対応免許に条件が付されているか。
	肢体不自由者	☐ 普通自動車対応免許を保有しているか。 ☐ 肢体(上肢・下肢)不自由者を理由に普通自動車対応免許に条件が付されているか。
	妊婦等	☐ 普通自動車対応免許を保有しているか。 ☐ 妊娠中であるか(母子健康手帳等により確認)。 ☐ 出産後8週間以内であるか(母子健康手帳等により確認)。
届出自動車	普通自動車	普通自動車に該当するか自動車検査証により確認する。 ☐ 乗車定員が10人以下であるか。 ☐ 車両総重量が3,500キログラム未満か。 ☐ 最大積載量が2,000キログラム未満か。
点検結果		上記項目を点検した結果、要件を具備する。 点検者 警察署交通課(係) 階級(職名) 氏名

高齡運轉者等標章申請處理簿(警察署用)

決 裁					管理番号	申請受理 月 日	申 請 者 住 所 氏 名 生年月日 電話 番号 (その他連絡先)	使 用 す る 普通自動車の 登録(車両)番号	交付対象 (交付事由)	申請 区分	旧標章番号		交付月日	返 納 年月日	標 章 送付月日
署 長	副署長 次 長	課 長	課 代 長 理	担当者							標章番号	標章発行 月 日			
													月 日		
再	亡失・滅失・汚損・破損・()														
変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()														
						月 日			☐ 高齢者 ☐ 聴覚障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 妊婦等	新	9 6	月 日	年	幹部派出 所へ標章 送付	
										再	亡失・滅失・汚損・破損・()				
					変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()									
						月 日			☐ 高齢者 ☐ 聴覚障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 妊婦等	新	9 6	月 日	年	幹部派出 所へ標章 送付	
										再	亡失・滅失・汚損・破損・()				
					変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()									
						月 日			☐ 高齢者 ☐ 聴覚障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 妊婦等	新	9 6	月 日	年	幹部派出 所へ標章 送付	
										再	亡失・滅失・汚損・破損・()				
					変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()									
						月 日			☐ 高齢者 ☐ 聴覚障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 妊婦等	新	9 6	月 日	年	幹部派出 所へ標章 送付	
										再	亡失・滅失・汚損・破損・()				
					変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()									

※ 申請区分欄……………「新」は新規申請、「再」は再交付申請、「変」は記載事項変更届の処理で、該当する項目に○印すること。
「再交付」申請理由……………亡失、滅失、汚損、破損などの該当理由に○印すること。
「記載事項変更」届理由……………自動車の変更、住所の変更、氏名の変更、電話番号の変更、免許証番号の変更などの理由に○印すること。
標章送付月日欄……………幹部派出所へ標章を送付した月日を記載すること。

高 齢 運 転 者 等 標 章 受 払 簿 (警 察 署 用)

決 裁					受 払 状 況				受 払 先 (氏 名 等)	備 考 (標章管理番号等)
署 長	副署長 次 長	課 長	課 長 代 理	担当者	受 払 年 月 日	受 入 数	払 出 数	残 数		

高 齢 運 転 者 等 標 章 申 請 処 理 簿 (幹 部 派 出 所 用)

幹部派出 所 長 印	管理番号	申請受理 月 日	申 請 者	使 用 す る 普通自動車の 登録(車両)番号	交 付 対 象 (交付事由)	申請 区分	旧標章番号	申請書等 送付月日	標 章 受理月日	交付月日	返 納 年月日	
	標章番号	標章発行 月 日	住 所 氏 名 生年月日 電話 番号 (その他連絡先)				再 交 付 及 び 記載事項変更の 理 由	取扱者印	取扱者印	受領者	取扱者印	
		月 日			☐ 高齢者 ☐ 聴覚障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 妊婦等	新	☐ ☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	年	年	月 日	年	
		月 日					再	亡失・滅失・汚損・破損・()	月 日	月 日	月 日	月 日
	☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	月 日					変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()				
		月 日										
		月 日			☐ 高齢者 ☐ 聴覚障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 妊婦等	新	☐ ☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	年	年	月 日	年	
		月 日					再	亡失・滅失・汚損・破損・()	月 日	月 日	月 日	月 日
	☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	月 日					変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()				
		月 日										
		月 日			☐ 高齢者 ☐ 聴覚障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 妊婦等	新	☐ ☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	年	年	月 日	年	
		月 日					再	亡失・滅失・汚損・破損・()	月 日	月 日	月 日	月 日
	☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	月 日					変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()				
		月 日										
		月 日			☐ 高齢者 ☐ 聴覚障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 妊婦等	新	☐ ☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	年	年	月 日	年	
		月 日					再	亡失・滅失・汚損・破損・()	月 日	月 日	月 日	月 日
	☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	月 日					変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()				
		月 日										
		月 日			☐ 高齢者 ☐ 聴覚障害者 ☐ 肢体不自由者 ☐ 妊婦等	新	☐ ☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	年	年	月 日	年	
		月 日					再	亡失・滅失・汚損・破損・()	月 日	月 日	月 日	月 日
	☐ ☐ 9 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	月 日					変	自動車・住所・氏名 電話番号・免許証番号等 ()				
		月 日										

※ 申請区分欄……………「新」は新規申請、「再」は再交付申請、「変」は記載事項変更届の処理で、該当する項目に○印すること。
「再交付」申請理由……………亡失、滅失、汚損、破損などの該当理由に○印すること。
「記載事項変更」届理由……自動車の変更、住所の変更、氏名の変更、電話番号の変更、免許証番号の変更などの理由に○印すること。
標章送付月日欄……………幹部派出所へ標章を送付した月日を記載すること。

第7号様式（第6の5(5)関係）

1 年 未 満 保 存 (年 月 日 まで)
F N . D 3 - 1 - 3
交 号 外
年 月 日

警察署
幹部派出所長 殿

警 察 署			
担当	係	TEL	

高齢運転者等標章送付書
見出しのことについては、下記のとおり送付します。
記

標 章 番 号	申 請 者 氏 名	申 請 受 理 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

高 齢 運 転 者 等 標 章 受 払 簿 (本 部 用)

決 裁				受 払 状 況				払 出 先 等	取扱者	備 考 (標章管理番号等)
課 長	理事官	補 佐	係 長	受 払 年 月 日	受 入 数	払 出 数	残 数			

通行禁止道路通行許可点検表

申請者名	交付許可証
	許可番号
	管理番号
【連絡先】	(※交番、駐在所のみ記載)

点検項目	点検内容	期間		
許可要件	☐ 規制区間内居住、通勤等	☐ 規制区間内に通常使用する車庫がある	最大 3 年	
	☐ 身体障害者等の輸送 ※居宅介護事業に係るものは、下記のとおり 6 か月	☐ 歩行困難	☐ 車両を特定できる。 (車両に対する許可)	1 年以内
			☐ 車両を特定できない。 (人に対する許可)	最大 3 年
	☐ 生活必需品の運搬	(例：新聞、牛乳、プロパンガス)	必要期間	
	☐ 冠婚葬祭、社会慣習行事	(例：結婚式、葬儀、祭礼)	必要期間	
	☐ 貨物の集配等の業務上の通行	(例：建築資材運搬、引っ越し、スクールバスによる送迎)	必要期間	
	☐ 公益上、業務上等の通行	(例：青パト)	必要期間	
		☐ 居宅介護等の事業	1 年以内	
申請者	☐ 申請に係る車両を使用する者 ☐ 身体に障害のある者 (車両を事前に特定できない場合に限る。)	☐ 記名		
	☐ 公務所、事業所で、交付要件に該当するもの	☐ 会社名、代表者名		
車両の種類及び番号	☐ 自動車検査証のとおりに記載されているか。 ☐ 申請者の住所と一致しているか。			
運転の期間	☐ 必要な期間・時間に限っているか。			
通行区間	☐ 規制の始点（終点）から、必要な区間に限っているか。			
添付書類	☐ 自動車検査証の写し ☐ 通行経路が確認できる見取図 ☐ ※用務が確認できる書類（社員証、工事計画書、介護計画等）の写し ☐ ※身体障害者手帳の写し、怪我を証明する書類の写し等 ※必要な場合のみ添付			

通行許可申請処理簿（警察署・幹部派出所用）

決 裁				申請受理月日	申 請 者 住 所 名 氏 名	車両登録番号	通 行 場 所	許 可 事 由	署 取扱者印	発行日	備 考
課長 所長	代理	係長 主任	担当者	許可番号		有効期限			交番名 駐在所名 取扱者名	交付日	
				管理番号						受領者	
				月 日				☐ 区間内居住等 ☐ 身体障害者等の輸送 ○車両特定 ○車両不特定 ○介護事業 ☐ 生活必需品等の運搬 ☐ 冠婚葬祭、社会慣習行事 ☐ 貨物の集配、建築資材運搬等 ☐ 公益上、業務上の用務 ☐ その他の事情()		月 日	
										月 日	
										月 日	
				月 日				☐ 区間内居住等 ☐ 身体障害者等の輸送 ○車両特定 ○車両不特定 ○介護事業 ☐ 生活必需品等の運搬 ☐ 冠婚葬祭、社会慣習行事 ☐ 貨物の集配、建築資材運搬等 ☐ 公益上、業務上の用務 ☐ その他の事情()		月 日	
										月 日	
										月 日	
				月 日				☐ 区間内居住等 ☐ 身体障害者等の輸送 ○車両特定 ○車両不特定 ○介護事業 ☐ 生活必需品等の運搬 ☐ 冠婚葬祭、社会慣習行事 ☐ 貨物の集配、建築資材運搬等 ☐ 公益上、業務上の用務 ☐ その他の事情()		月 日	
										月 日	
										月 日	
				月 日				☐ 区間内居住等 ☐ 身体障害者等の輸送 ○車両特定 ○車両不特定 ○介護事業 ☐ 生活必需品等の運搬 ☐ 冠婚葬祭、社会慣習行事 ☐ 貨物の集配、建築資材運搬等 ☐ 公益上、業務上の用務 ☐ その他の事情()		月 日	
										月 日	
										月 日	

※「管理番号」欄は、地域施設に配布されている許可証に付された番号を記入する。
※「許可事由」欄は該当する項目にチェックをする。
※発行日は決裁終了日とする。

通行許可申請処理簿（交番・駐在所用）

管理番号	申請受理月日	警察署報告月日	申 請 者 住 所 氏 名	車両登録番号	通 行 場 所	発行日	備考	
	取扱者印	警察署回答月日		有効期限		交付日		
		許可番号				受領者		
	月 日	月 日				月 日		
		月 日				年 月 日		月 日
	月 日	月 日				月 日		
		月 日				年 月 日		月 日
	月 日	月 日				月 日		
		月 日				年 月 日		月 日
	月 日	月 日				月 日		
		月 日				年 月 日		月 日
	月 日	月 日				月 日		
		月 日				年 月 日		月 日
	月 日	月 日				月 日		
		月 日				年 月 日		月 日

※「管理番号」欄は、地域施設に配布されている許可証に付された番号を記入する。

通行許可申請書受払簿（交番・駐在所用）

受払年月日	受払状況			払出先	管理番号	備考	裁断時の確認印
	受入数	払出数	残数	氏名			交通課長等

※1 新年には、新たに申請書の受入れを行うこと（「交通課より受入れ」と記載する。）。
※2 年末には、未使用の申請書を交通課へ返納すること（「交通課へ返納」と記載する。）。

[illegible]

※2 年末には、払出した申請書を回収し、交通課長等の立ち会いの下で細断処分すること(備考欄に「未使用分回収」と記載する。)

駐車許可点検表

[警察署]

申請者名		許可番号	
------	--	------	--

確認事項	1 日時 ☐ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。 ☐ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を越えて駐車するものでないこと。		
	2 場所 ☐ 駐車禁止の規制が実施されている場所であること。 (☐ 放置駐車となる場合は、道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所でないこと。) (☐ 道路交通法第45条第2項の無余地となる場所でないこと。) ☐ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。		
	3 用務 ☐ 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。 ☐ 5分を超えない時間内の貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ☐ 道路交通法第77条第1項各号（道路使用許可）に規定する行為を伴う用務でないこと。		
	4 駐車可能な場所の有無 次の範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又は、これらの利用が困難と認められること。 ☐ 重量、長大な貨物の積卸し、又は傷病（後遺症を含む。）により歩行が困難な場合で、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近 ☐ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内		
点検結果	☐ 上記項目を点検した結果、要件を具備する。 ☐ 年 月 日 点検者氏名		

駐車許可申請処理簿

決 裁				許可番号	申 請 者	有効期限	駐 車 場 所	返納命令日	発行日	交付日	変更届	他所属包括	備考
課長 所長	代理	係長 主任	担当者		住 所			相手方氏名			受理日	回答月日	
					氏 名			車両(登録)番号			許 可 事 由	返納年月日	
						年 月 日			月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日							可 ・ 否		
						年 月 日			月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日							可 ・ 否		
						年 月 日			月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日							可 ・ 否		
						年 月 日			月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日							可 ・ 否		
						年 月 日			月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日							可 ・ 否		
						年 月 日			月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日							可 ・ 否		
						年 月 日			月 日	月 日	月 日	月 日	
				月 日							可 ・ 否		

短時間駐車許可申請処理簿(警察署・幹部派出所用)

決 裁				許可番号	申 請 者	有効期限	駐 車 場 所	返納命令日	発行日	交番 駐在所	交付日	備考
課長 所長	代理	係長 主任	担当者	管理番号	住 所			相手方氏名				
				申請受理月日	氏 名	車両登録番号	許 可 事 由	返納年月日	取扱者	受領者		
						年 月 日			月 日		月 日	
				月 日								
						年 月 日			月 日		月 日	
				月 日								
						年 月 日			月 日		月 日	
				月 日								
						年 月 日			月 日		月 日	
				月 日								
						年 月 日			月 日		月 日	
				月 日								
						年 月 日			月 日		月 日	
				月 日								

短時間駐車許可申請処理簿(交番・駐在所用)

管理番号	申請受理月日	申 請 者	駐 車 場 所	車両登録番号	有効期限	取扱者	交付日	備考
許可番号	警察署 報告月日	住 所					受領者	
	警察署 回答月日	氏 名						
	月 日				月 日		月 日	
	月 日				時 分から			
	月 日				時 分まで			
	月 日				月 日		月 日	
	月 日				時 分から			
	月 日				時 分まで			
	月 日				月 日		月 日	
	月 日				時 分から			
	月 日				時 分まで			
	月 日				月 日		月 日	
	月 日				時 分から			
	月 日				時 分まで			
	月 日				月 日		月 日	
	月 日				時 分から			
	月 日				時 分まで			
	月 日				月 日		月 日	
	月 日				時 分から			
	月 日				時 分まで			
	月 日				月 日		月 日	
	月 日				時 分から			
	月 日				時 分まで			
	月 日				月 日		月 日	
	月 日				時 分から			
	月 日				時 分まで			
	月 日				月 日		月 日	
	月 日				時 分から			
	月 日				時 分まで			

短時間駐車許可申請書受払簿(交番・駐在所用)

受払年月日	受払状況			払出先	管理番号	備考	裁断時の確認印
	受入数	払出数	残数	氏名			交通課長等

※1 新年には、新たに配布される申請書を受入れを行うこと(1月受付分から使用する。)
※2 年末には、未使用の申請書を交通課に返納すること(備考欄に「交通課へ返納」と記載する。)

短時間駐車許可申請書受払簿(警察署・幹部派出所用)

決 裁				受 払 状 況					受 払 先		備 考
課長 所長	代理	係長 主任	担当者	受 払 年 月 日	払出数	受入数	管 理 番 号	取扱者	施 設 名	受領印	
				年 月 日							
				年 月 日							
				年 月 日							
				年 月 日							
				年 月 日							
				年 月 日							
				年 月 日							
				年 月 日							
				年 月 日							

※1 新年には、新たに申請書を作成し、各地域施設に払出しすること(1月受付分から使用できるよう配布すること。)
※2 年末には、払出した申請書を回収し、交通課長等の立ち会いの下で細断処分すること(備考欄に「未使用分回収」と記載する。)

一時的な変更受理簿

受付 番号	受理日時	引継日	変更内容	許可番号	変更理由	備考
	受理者名	引継 担当者名			届出者 氏名・連絡先	
1	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	
2	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	
3	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	
4	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	
5	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	
6	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	
7	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	
8	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	
9	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	
10	月 日 時 分	月 日	日時・場所・車・その他		理由	
			変更前		氏名	
			変更後		TEL	

事前相談受理簿

受付 番号	受理日時	引継日	駐車日時	相 談 者	駐車場所	備考
	受理者	引継 担当者			車両登録番号	その他
					用 務	申請内容等
1	月 日 時 分	月 日	月 日 時 分から	住所 氏名		
			時 分まで	TEL		
2	月 日 時 分	月 日	月 日 時 分から	住所 氏名		
			時 分まで	TEL		
3	月 日 時 分	月 日	月 日 時 分から	住所 氏名		
			時 分まで	TEL		
4	月 日 時 分	月 日	月 日 時 分から	住所 氏名		
			時 分まで	TEL		
5	月 日 時 分	月 日	月 日 時 分から	住所 氏名		
			時 分まで	TEL		
6	月 日 時 分	月 日	月 日 時 分から	住所 氏名		
			時 分まで	TEL		
7	月 日 時 分	月 日	月 日 時 分から	住所 氏名		
			時 分まで	TEL		

署 長	課長・所長 (当番勤務責任者)	代理 (当番勤務員)	係長・主任 (当番勤務員)	担当者 (当番勤務員)	【下記の順序に従って手続きする】 ①二重線枠の内容を申請者から聴取 ②審査項目に従ってチェック ③許可条件の検討 ④決裁 ⑤告知(許可または不許可)

緊急やむを得ない駐車許可審査票

受理日時		年 月 日 時 分		受理方法	TEL / FAX / 来署/()交番・駐在所		受理者氏名	
申請者	住所				運転免許証番号又は 免許情報記録の番号			
	氏名(法人名)				連絡先			
駐車日時		月 日 時から 月 日 時まで ※概ね8時間以内						
駐車場所								
車両(登録)番号				塗色			有効期限	年 月 日まで
緊急やむを得ない用務 (理由)								
備考		※既に許可を受けている場合は、その許可番号						
審査項目	● 緊急やむを得ない事情	人の生命、身体に係る事案に緊急に対応する必要がある場合で、次のいずれかに該当する理由があること。						
		☐ 用務	○医師、歯科医師、看護師の応急診療 ○介護士等の応急介護 ○柔道整復師等の緊急施術					
			○保健所職員等による緊急収容 ○保健師の応急措置、緊急育児支援等					
			○児童相談所職員または自治体職員等による立入調査、臨検、搜索等 ○獣医師等の緊急検診					
			○医師または助産師の緊急往診 ○容態急変に伴う立会いが必要な家族、親族					
			○その他()					
	● 駐車時間	☐	概ね8時間以内であること。					
	● 駐車許可の基準	次のすべてに該当すること(4はいずれか一方に該当すること。)						
	1 日時	☐	駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。					
		☐	駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。					
	2 場所	☐	駐車禁止の規制が実施されている場所であること。					
		☐	放置駐車となる場合にあっては、道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所でないこと。					
		☐	道路交通法第45条第2項の無余地となる場所でないこと。					
		☐	駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。					
	3 用務	☐	公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。					
		☐	5分を超えない時間内の貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。					
☐		道路交通法第77条第1項各号(道路使用許可)に規定する行為を伴う用務でないこと。						
4 駐車可能な場所の有無	次の範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又は、これらの利用が困難およそ不可能と認められること。							
	☐	重量、長大な貨物の積卸し、又は傷病(後遺症を含む。)により歩行が困難な場合で、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近						
	☐	その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内						

※裏面に審査結果有り

審査結果	適 ・ 否		※不許可の場合は、その理由（				）		
許可番号	緊　一　□□□□				許可(告知)日時	年　月　日　時　分			
許可条件	□有（							）	□無
告知内容	下記の事項を告知する								
	□	次の4項目を記載した書面を作成し(様式は問わない。)、車両の前面の見やすいところに掲出すること。							
		①警察署名　②許可番号　③許可日時（　年　月　日　時　分） ④許可時間（　年　月　日　時から　年　月　日　時までの間）							
	□	注意事項	○許可を受けた日時、場所以外では使用できません。						
			○許可を受けた日時、場所以外で使用した場合は駐車違反になります。						
			○現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。						
			○許可条件違反があった場合等は、許可を取り消すことがあります。						
			○次のような駐車はできません。						
・駐停車禁止場所の駐車　・法定駐車禁止場所の駐車　・駐車の方法に従わない駐車　・車庫代わり駐車　・長時間駐車									

緊急やむを得ない駐車許可申請受理簿

決 裁				許可 番号	受理日時	申 請 者	駐車日時 ※8時間以内	駐 車 場 所		許可 (告知) 日時	受 理 者	備 考
課長 所長 (当番勤務責任差)	代理 (当番勤務員)	係長 主任 (当番勤務員)	担当者 (当番勤務員)			住 所					係 名	※既に許可を受けている ものは、許可番号を記入
						受理方法		氏 名	氏 名		※不許可にした場合は、 その理由	
								連絡先				車両(登録)番号
				緊 一	月 日 時 分		月 日 時から			月 日 時		
					TEL / FAX 来署・交番・駐在所		月 日 時まで					
				緊 一	月 日 時 分		月 日 時から			月 日 時		
					TEL / FAX 来署・交番・駐在所		月 日 時まで					
				緊 一	月 日 時 分		月 日 時から			月 日 時		
					TEL / FAX 来署・交番・駐在所		月 日 時まで					
				緊 一	月 日 時 分		月 日 時から			月 日 時		
					TEL / FAX 来署・交番・駐在所		月 日 時まで					
				緊 一	月 日 時 分		月 日 時から			月 日 時		
					TEL / FAX 来署・交番・駐在所		月 日 時まで					
				緊 一	月 日 時 分		月 日 時から			月 日 時		
					TEL / FAX 来署・交番・駐在所		月 日 時まで					

1 年 未 満 保 存
(年12月31日まで)

F N . D 3 - 1 - 3

号 外

年 月 日

署 長

本部長 殿

標章等交付状況報告（ 月分）

1 公安委員会の除外指定車標章交付状況

(1) 通行禁止除外標章及び駐車禁止除外標章

規 制 除 外 申 請 に 係 る 車 両 の 用 務	種 別	
	通行禁止除外	駐車禁止除外
郵便物の集配		
電報の配達		
放置車両確認事務		
医師の緊急往診		
助産師の緊急往診		
医師の指示を受けた看護師等の緊急往診		
報道機関の緊急取材		
交通安全施設及びパーキング・メーターの維持管理（信号機、道路標識、道路、パーメ等）		
患者輸送車		
車いす移動車		
児童虐待防止法に基づく立入調査		
狂犬病予防法に基づく犬の捕獲		
食品衛生法に基づく臨検検査		
環境基本法に基づく 国又は地方公共団体の公害調査		
河川法に基づく河川管理施設の維持管理		
感染症患者の収容及び予防活動		
往診歯科診療器材搭載車両による緊急往診		
合 計	0	0

(2) 身障者等の歩行困難者に係る除外標章交付状況

根拠 区分		身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
		交付基準	枚数	交付基準	枚数
視覚障害		4 級の 1		第四項症	
聴覚障害		3 級		第四項症	
平衡機能障害		3 級		第四項症	
上肢不自由		2 級の 2		第三項症	
下肢不自由		4 級		第三項症	
体幹不自由		3 級		第四項症	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	2 級		—	
	移動機能	2 級		—	
心臓機能障害		3 級		第三項症	
じん臓機能障害		3 級		第三項症	
呼吸器機能障害		3 級		第三項症	
ぼうこう又は直腸の機能障害		4 級		第三項症	
小腸機能障害		3 級		第三項症	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		3 級		—	
肝臓機能障害		3 級		第三項症	
その他（ ）					
合 計			0		0
療育手帳の交付を受けている者		A 1、A 2、A			
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		1 級			
医療受給者証の交付を受けている者		色素性乾皮症に該当する者			
合 計					

2 警察署長の駐車許可証交付状況

駐車許可種別	
貨物の荷下ろし	
引っ越し	
医師	
歯科医師	
助産師	
訪問看護	
訪問介護	
柔道整復士	
検体検査	
通所サービス	
居宅療養管理指導	
その他	
合 計	0

3 警察署長の通行許可証交付状況

交付施設	
警察署	
幹部派出所	
交番・駐在所	
合計	

4 訪問看護等の変更届、事前相談等受理件数

措置 業種	変更届（件）		事前相談
	執務時間内	執務時間外	
訪問看護関係			
訪問介護関係			
そ の 他			

5 高齢運転者等標章交付状況等報告

(1) 標章の交付状況

申 請 事 由		交付状況					交付標章 有効数 (H22年起算)
		新規 申請	記載事項 変更	再交付	再交付申請と同時の 記載事項変更	累計	
70 歳 以 上							
2 号	聴 覚 障 害						
	肢 体 不 自 由						
	小 計						
妊娠中又は出産後 8 週間以内							
合 計							

(2) 標章の返納状況

申 請 事 由		返 納 状 況	
		月 別	累 計
70 歳 以 上			
2 号	聴 覚 障 害		
	肢 体 不 自 由		
	小 計		
妊娠中又は出産後 8 週間以内			
合 計			

返納理由	
☐	車両入替
☐	必要がなくなった。
☐	県外転出
☐	免許返納時の返納
☐	廃車
☐	
☐	
☐	

(3) 所属における月別取扱い状況

事務取扱 取扱施設	交 付	返 納
警 察 署		
幹 部 派 出 所		
そ の 他 施 設		
合 計		